

札幌市公文書館講演会

「札幌の歴史、新発見！～札幌の新しい歴史」

講 演 録

日 時：令和6（2024）年3月16日（土）午後2時開会
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

◎開 会

○司会（木村） それでは、開館10周年記念 公文書館講演会を開始いたします。

今日のテーマは、「札幌の歴史、新発見！～札幌の新しい歴史」です。

講師は、元札幌市公文書館職員の榎本洋介先生です。

榎本先生は、札幌市文化資料室で『新札幌市史』の編集員を務められ、文化資料室や、平成25（2013）年に開館した札幌市公文書館では、明治期を中心とした札幌の歴史に関する講演会で数多く講師をしていただいております。

それでは、榎本先生、よろしくお願いいたします。

◎講 演

○榎本 私は、公文書館の再任用の3年目がちょうど終わる頃の3月にも最終講義を予定していましたが、コロナ禍の真っ最中で中止となりました。その前の年度ぐらいからそういうことは一切できなくなっていましたから、令和元（2019）年10月に札幌の歴史の話をして以降、ずっとやっておりません。最近は、ほかでも私に話をさせてあげるところが幾つか出てきましたけれども、久しぶりです。しばらくやっていない期間もあって、年も重ねてしまったので、これからの2時間、体がもつかなど多少心配しておりますが、よろしくお願いいたします。

まず話しておかなければならないことは、題名のことです。最近は厳密な意味では歴史上の「新発見」は、考古学の発掘で木簡が発見されるか、開かずの蔵を開いたとき位です。最近では郷土資料館を含めていろいろな図書館や資料所蔵館ではインターネットを通して目録を発表している、その目録作成の段階でいろいろな史料が発見・確認されているからです。ですから研究者などが再発見したことを発表して新たな歴史資料として位置付けるという事が多くなっています。今回の「新発見」も同じです。

次に、レジュメを見ていただくと、テーマを3つに絞ってきました。実は、最初は4つにしたのですが、2時間半ぐらいになってしまうので、

当日のレジュメ	
開館10周年記念 公文書館講演会「札幌の歴史、新発見！」 新しい札幌の歴史 レジュメ	
2024年3月16日榎本洋介	
1, 新川（大友堀）に架かる橋	
創成橋以前の橋 土橋	1-01～3
高見沢権之丞の絵図面に描かれた事実？ 丸太橋？	1-04～8
大友亀太郎が架けた橋の可能性 「下場所ユウスツ越へ道境より御手作場新道中普請」の項目に橋梁	
2, 創成川の水汲み場	
創成川の生活水利用	2-01
明治12年頃から創成川や胆振川に水汲場・水遣場・昇降段の設置	2-02～7
明治18年大下水開鑿 工事仕様書に用水場の設置	
明治20年代に大下水の増設	2-08～9
明治15年9,001人、20年13,534人、25年26,022人、30年35,306人、 35年51,327人、40年66,193人	
人口増加による衛生問題深刻化 → 川や下水からの取水を止める？	
3, バッタの被害とバツタ塚	
バッタの駆除法	3-01～2
明治13年からのバッタの被害と駆除	3-03～8
白石村、月寒村、札幌村、篠路村、山鼻村、育種場など	3-09～15
蝗害の終息 → 駆除の効果と明治17年の長雨	3-16
明治17年の山口バツタ塚の形成	
誰が作業を請け負ったか、何時つくられたか、	4-01～4
山口バツタ塚のでき方	4-04～7
バツタ塚の昔と今	4-08～11
蝗害関係の主な資料 『北海道蝗害報告書』（開拓使札幌勧業係1882年）、「北海道蝗虫駆除」（農林省『農務年報』第五巻1956年）、その他に国立公文書館の行政文書、北海道立文書館の行政文書に多数	

ひとつのテーマはつぶして、それでも、今日の午前中、試しにやってみたら大体2時間20分ぐらいかかってしまいました。

また、歴史的仮名遣いの史料がそのまま出ていて分かりづらいとよく言われますが、皆さん、こういう機会しかそのような史料に触れることがないので、ぜひ触れてみてください。史料に関しては、要約という形で現代文をつけてありますので、そちらをゆっくり読んでいただければ、史料の内容は分かるようにしてあります。

あと、これはいつも言うことですが、レジュメと資料をお渡ししていますので、場合によってレジュメや資料を見てと言ったりします。私もプロジェクターでスクリーンに投影して見せるようにはしますが、後ろに座っている方は見にくいかもしれません。また、私の配慮が足りずにどんどん進めていくと、もしかすると皆さんが資料を見つける前に話が進んでいくこともあろうかと思いますが、何とかそういうことがないように進めていくつもりではおります。

では、話をスタートしていこうと思います。

1. 新川（大友堀）に架かる橋

一番最初の話は、実は、こんな変なものが絵に描かれているのですよという話を10年近く前に一度したことがあるのですが、それに関わることです。創成橋の話です。

創成橋というのは、明治4（1871）年に造られた新しい橋に創成橋という名前をつけたのです。ところが、その前にも橋はあったという話になっています。それは、なぜか、創成橋とは言われません。1-01は、『札幌市史』と言いまして昭和28（1953）年に作られた札幌市の歴史書です。配布資料の端に出典も書いてありますが、それには次のように書いてあります。

1-01 創成橋：

明治二年札幌本府の経営にとりかかって間もなく、今の創成橋の少し下手に土橋を架けた。（土橋といっても太い丸太を渡した上に板材を横に敷ならべ、両側を細い丸太でおさえたもので、土はのせていない。）（『札幌市史 政治行政編』416頁、札幌市昭和28年刊）

創成橋について、明治2（1869）年、札幌本府の経営に取りかかって間もなく、今の創成橋の少し下手に土橋を架けた。括弧して、土といっても丸太を渡した上に板材を横に敷き並べ、両側を丸太で押さえたもので土をかぶせていない、と、どうして土橋なのか分からないような説明になっています。

以前から、何でこういう表現をするのかよく分からなかったのです。後からお見せする写真もそうですが、今までよく見て知っている写真だったのに、実はよく見ていなかったというのがよく分かったということでもあります。

その写真を見る前に、この土橋とはどんなものかという話をします。1-02は明治4年の札幌の街中を写した写真です。創成川の東側から西側を写した6枚のパノラマ写真のうちの1枚半です。ちょうど真ん中のところに橋が写っ

1-02 明治4年の土橋

(明治4年「石狩国札幌本通ヨリ西ヲ望ム図」其3と4、北大図)



ています。見たところ、これが土橋のようです。恐らく、こんな橋があったと想定して土橋としたようです。

実際には、創成橋のところにあった橋というのは、むしろ、ちょっと遠くですが、ここには土をかぶせていなさそうな橋が写っていて、こんな橋だったのだろーと思えます。私がよく見ないまま、いつも見ていた写真というのが1-03

1-03 明治4年の創成橋と古橋 (明治4年「札幌本陣及ビ創成橋」北大図)



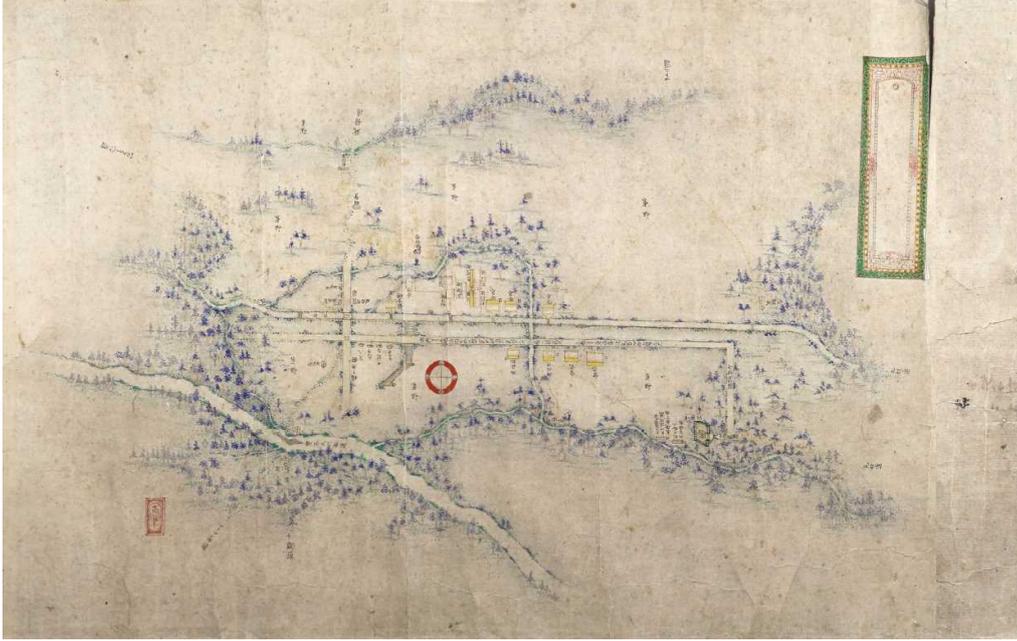
です。いろいろ調べてみたら、気づいた人はいて、そのことを指摘しているものがありました。

大きく映っているのが、創成橋と名前がついた橋です。トリミングした写真で、実際にはこの奥に南2東1にある本陣が写っています。その手前に創成橋が写っていて、まだ通行止めにしてある出来ばかりの橋という様子です。この写真をいつも見ていたんです。向こうに写っていた本陣もよく見ていたのですが、この左端にある橋は見ていなかったのです。この橋を見ると、この横板の下は見えませんが、横板があって上を丸太で押さえている。当然、横板があるということは、この横板の下に橋を支える柱的な丸太か何かがあるはずですから、さっきの1-01はこの橋のことを説明しているのです。創成橋のちょっと下にもう一つ橋があったわけです。見ていたつもりですが、ちゃんと見ていなかったのです。

では、この橋はいつできたか。さっきの説明ですと、島義勇が札幌へ来てまちづくりを

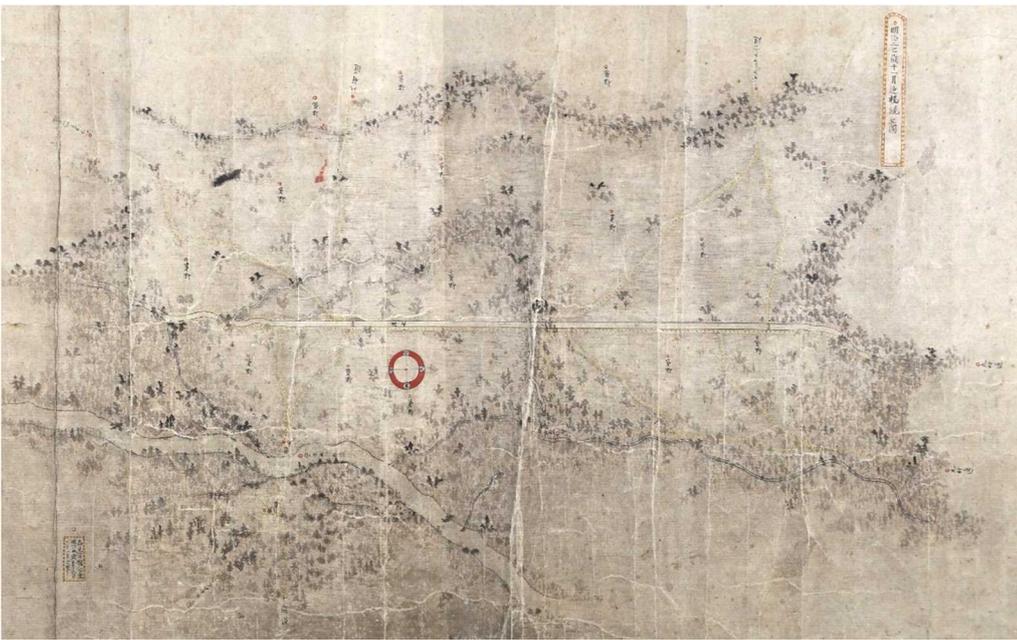
始めた頃に造ったという書き方をしています。皆さんには、大きな地図としてお渡ししてある絵図（1-04）を見ましょう。これらは、右が北、左が南、上が西、下が東になります。

1-04a 「旧札幌図」の明治3年（北大図軸物 150 卷子本）



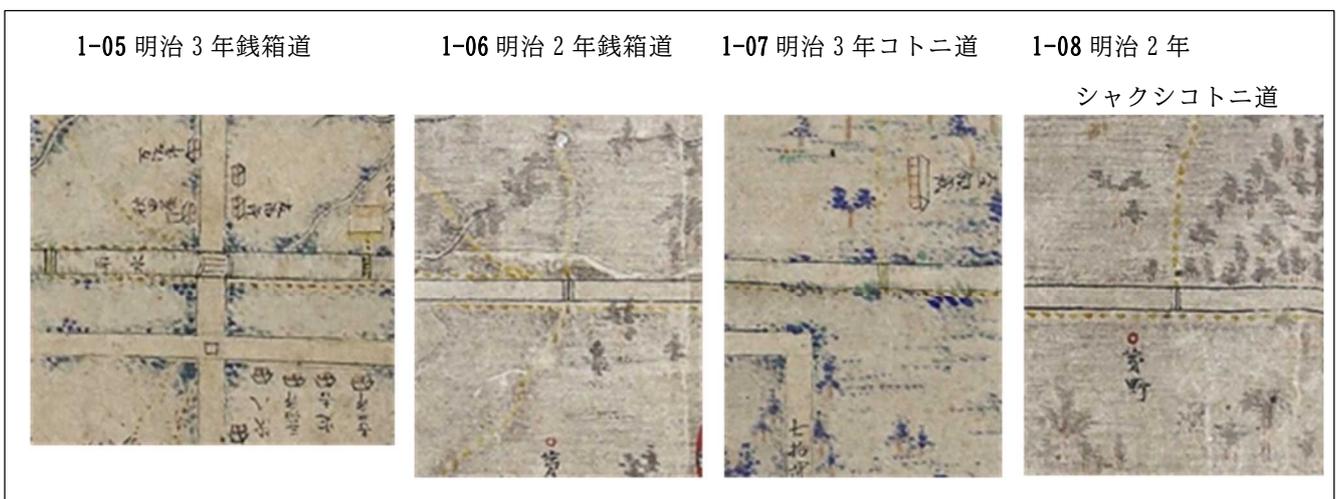
1-04は、実は、2枚、横に並んでいまして、左端に年表があります。これは北海道大学が所蔵している地図ですが、1-04aは明治3（1870）年の秋の札幌の様子を示したものです。1-04bは島義勇が来たばかりで、まだ作業を開始する前の絵図と言われているものです。これには、島さんが街づくりを始めた頃に開拓使の手代として働いた高見沢権之丞が、明治8（1875）年に思い出して描いた絵図だということを、この絵の中に書いてあります。

1-04b 「旧札幌図」の明治2年（北大図軸物 150 卷子本）



明治2年のほうを大きくしていくと、実は、ここが創成橋を造る場所ですが、もう橋が架かっています。それから、もう1か所、こちら側にもう1つ橋が架かっています。ちょうど島さんが来た頃、明治2年11月頃という絵図ですが、実は、それに橋が2つ描いてあるわけです。10年ほど前にこういう絵図面をずっと見比べて、こんなものが描いてありますという話をしたことがあります。そのときは、あるはずがないと多分そんな話をしたのだらうと思うのですが、今回はそれを蒸し返してちょっと違う話にしていこうかなと思います。

この明治3年の絵図と2年の絵図の橋のある部分だけ、切り取って大きくして皆さんの資料1-05～1-08として4つ並べてあります。右が北、左が南、上が西、下が東になります。



1-05を見ますと、明治3年の創成橋に当たるのはちょっと丸みを帯びているとか、もう家が建ち始めている様子が分かるようになっています。

東西の道路は、今の南一条通ですが、当時は銭箱道、千歳道、勇払道などといろいろな言われ方をしていて、安政4（1857）年に造られた道路です。幕府は対ロシアとの関係で太平洋側と日本海側を結ぶ路線を重視して、勇払から石狩までの北海道横断道路を造るわけです。その札幌の部分がかちょうどここに当たります。

それを原型にして、創成橋から東側の苫小牧へ向かっていくほうは、今は36号線になっています。ぴったり同じ路線ではなく、少しずれているところもあります。創成橋から西側は南一条から円山を通過して小樽方面へ行く道路で途中からは国道5号線です。今は道道になっていまして、国道5号線は手稲のほうだけになりました。

次の1-06は、明治2年のやはり銭箱道に架かっていた橋で、創成橋の前身に当たる橋です。よく見ると、丸太を2本渡しているような橋に見えます。もしかすると丸太橋を描いているのかもしれませんが、あくまでも描き方なので、何とも断定できません。

次の1-07は、明治3年の右側のほうにあった橋です。絵の下にある曲がっているのが道路でおおむね北5条辺りと言われていています。今の東1丁目道路を北へ来て、北5条辺りで東へ1丁ぐらい曲がっていくというように道路が描かれています。ここに描かれた橋は、

それよりちょっと北側のところにあるので、大体北6条ぐらいのところにあったということになっています。これも、何となく丸太っぽく描かれています。

1-08は2年の様子です。同じようなものが描かれています。

これらの絵図には点線が描かれていますが、これらは当時あった道路だと思われています。どちらの絵図を見ても同じように点線があります。創成橋のところでは、この辺に点線があり上のほうへ続いていて、銭箱道と描いてあります。下のほうへいくと、豊平川を渡った先に千歳道と描いてあります。道路が点線で描かれていると、橋は道路の附属物です。橋があったらそれに続くように道路があるはずで。

1-08にある道路を上の方へ行くと、シャクシコトニ道と描かれています。この道路は、札幌の中心部から西北西へ行くと、幕末に開かれていた琴似村と発寒村があります。琴似村の位置ははっきりしませんが、発寒村は今の発寒神社の辺りぐらいです。あの近くの駅はJR発寒駅でしょうか、その辺りへ行く道路です。それから、下の方を見ると、元村道と書いてあります。恐らく、札幌村の元村、大友亀太郎が開いた村へ行く道路と思われる。

さて、この絵図の信憑性にも関わってくるのですが、この絵図の信憑性が高く、橋があったとしたら、誰が造ったのだろうか、という問題が起こってきます。誰が造ったのか、推測のつく方はおられますか。

一応、島さんが来た頃にあった橋なので、島さんではない。それ以前にこの辺で土木事業をした人という、そうですね、大友亀太郎の可能性が高くなるんです。大友亀太郎の書類をずっと探していくと、実は橋を2本造っていることになっています。1-09は、後から資料としてつけ加えたもので、多分、皆さんのレジュメの中に1行だけ書き込んであります。

1-09 下場所ユウスツ越へ道境より御手作場新道中普請

(『新札幌市史』第6巻「大友亀太郎文書」421頁)

『新札幌市史』第6巻に翻刻した「大友亀太郎文書」のなかに、大友亀太郎が橋や新道を造る項目があって、人夫を何人使う、必要な木材などの経費を表している項目があります。その項目の一番最後に「下場所ユウスツ越へ道境より御手作場新道中普請」と書いてあります。

どういうことかということ、下場所というのは、多分、東地と言って東蝦夷地のほうを指しているのだと思います。この「ユウスツ」というのは、写し間違いなのか勇払(ユウフツ)のことだろうと思います。勇払道というのが、先ほど言ったように創成橋のところを通っている道路です。そこの境から御手作場までとあるのは、その道路から札幌村までの道路を指しています。その道路を普請するための経費中に、橋と道路の費用の人夫賃や木材の代金を書いてあり、橋を2本造る予定になっているのです。

多分、これまで大友亀太郎の研究をした人たちは、特別研究をしていない私はなおさらですが、当然に、大友亀太郎が造った橋はこの御手作場の中にあると思っていましたし、私は今も4割方はそう思っています。

先ほどの絵図をもう一度確認してみましょう。先ほどの絵図面に元村道というのがあり、その元村道が勇払道まで通じているということは、ちょうど大友堀の脇を通ることになっています。元村道はもう一本こちらにもあるのですが、創成川のそばを通過して、北6条の橋の脇を通過して、創成橋のところまで続いています。

では、大友亀太郎が、御手作場ではなくて橋をこの2ヶ所に造る理由というのは何か。私がおもうには、やっぱりふつうは御手作場の中に造ると思うのです。でも大友亀太郎がここに橋を造ったとすると、ここに造らなければならなかった理由があったと思うのです。そうしたら、私は思いついてしまいました。

先ほど言ったように、この勇払道路は、幕府の国政に重要な路線として造ったわけです。今で言うと国道にあたります。また幕府は、同じ政策のために琴似と発寒と篠路に在住たちの開墾地を作って開拓をするわけです。それで、そこを結ぶ道路がシャクシコトニ道なのです。政治的な位置づけで言うと、勇払道を国道とすると、シャクシコトニ道は準国道の位置づけになります。実は、この大友堀（新堀とか新川とも言います）は、その国道を勝手にぶった切って造った水路なのです。勝手に言うちょっと語弊があるかもしれませんが。ちゃんと箱館奉行や幕府の了解を取ったのでしょうが、重要な路線を通れなくしてしまうような堀を造ってしまったのです。そうすると、地方官としての大友亀太郎の権限だとそのままほうっておくわけにはいかないので、それを補填するための施設（この場合は橋）を造らなければならないという論理が成立するのではないかなと考え付いたのです。最近では、その考えは6割方は正しいのではないかなと思っています。4割方は、やっぱり御手作場に橋がないのも困るし、農民たちは橋がなくても活動できるだろうかなどと、どうしても思ってしまう。その辺でまだちょっと論理が不足しているからなのでしょう。でも、だんだん半ばを超えて、2つの橋は大友亀太郎が造った橋の可能性が高いというふうには思っています。

実は、この講演のテーマを決めた頃はまだ5分5分でしたが、やっているうちにだんだん思いが募ってきて、今は6対4ぐらいになってきています。それが、最初の大友亀太郎が造った橋なのかというテーマです。

ですので、今まで見知っているようなこと、知っていると思っっているようなことというものも、よくよく考えてみたり、新しい史料や今まで見ていなかった史料などを見て考えると、歴史というのは前とはちょっと違う考え方でいろいろ描けるのだなと感じています。

2. 創成川の水汲み場

次は、創成川にこういうものがあつたのか、という話をしようと思います。

実は、私は、札幌のまちの中心部、札幌本府の市街地に住んでいた人たちは当然に井戸を掘って、井戸の水を生活水として使っていると思っていました。なぜなら明治4年頃の写真を見ると、つるべ井戸がいっぱい写っているし、明治11(1878)年の写真を見ても、全部の家ではありませんが、つるべ井戸があつて、かなりの数が写っているのです。当然、札幌本府に住んでいた人たちは井戸水で生活していたと思っていました。ところが次のような史料を再発見しました。

2-01 創成川の生活水利用

水車器械所之儀ハ明治六年中御取設ケ以降六ヶ年間毎歳積雪結氷之節ハ^{七十日以上}_{百十日以内}休業致来候処長官殿御下命ニ抛り客歳十二月十九日ヨリ水路障碍無之様創成川筋氷毀試験致候処既ニ今日迄運転事業差支無之…(中略)…同川筋結氷中流水無之為市民飲水ニ乏ク毎歳困難セシモ右等ノ患無之…(後略)(要旨:水車器械所は明治6年に開設以降6ヶ年間毎年積雪結氷の季節には70日から100日程休業してきた。長官の司令により昨年12月19日から水路障害がなくなる様に創成川筋の氷を砕く試験をしたところ、すでに今日まで運転事業に差し支えがなくなった。…(中略)さらに創成川筋の結氷中に流水がなくなるため飲水に乏しく毎年苦勞する事がなくなった。後略)(明治12年3月8日長官書記官宛工業局長長谷部辰連伺『長官御滞札中書類』道文3154-80)

2-01は、実は30年前から知っていた史料で、前半のほうは記憶していて、当然なことだと思っていました。今、創成川イーストという再開発をやっていますが、大通の東1丁目、2丁目辺りは、開拓使時代は工業局という工場地帯でした。そして、そこに水路を造り、水車で機械を動かして木材を作ったり製粉したりする工場がありました。ところが、冬になると豊平川も水が減りますが、当時も同じで、創成川も水が減っていました。水が減ると凍ってしまい、水車で機械を動かす工場のほうに水が流れなくなって、冬の4か月程は製材とか製粉ができなくなってしまうというのです。実は、製材した木材は、札幌に住む人たちの住宅建築の木材になっていたのです。それは開拓使の収入にもなっていたわけです。2-01の前半のほうはそのことが書いてあります。

そして、この史料は明治12(1889)年ですが、明治11年11月に黒田清隆開拓長官が来て、創成川が凍って水車の器械場が動かさないのは非効率だから、創成川の氷を割って水が流れるようにして水車を動かせ、と言ったらしいのです。それで12月19日から氷を割ったら水路の障害がなくなり運転に差し支えなくなったとあります。そして省略した部分には、冬も製材ができるようになり収入が増えたと書いているくだりがあります。私は、この部分までは30年前に知っていて、それは当然だな程度に思っていました。

ところが、その後ろに、結氷中は流水がなくなり飲水が乏しくなって毎年苦勞していたが、その苦勞がなくなったとも書いてあったのです。恐らく、私には創成川の水を飲水に使っているという意識がなかったので、市民は井戸水を利用してたとばかり思っていて、この部分を読んでも頭の中に入ってこなかったようです。ところが、最近次のような史料を見つけたことで、今の史料のことを思い出しました。

2-02 創成川水汲み場北 4 東 1? (『取裁録』道文 3159-31)

2-03 創成川昇降段北 2 東 1 (『取裁録』道文 3159-17)

2-04 胆振川水汲場南 1 西 2 (『取裁録』道文 3159-29)

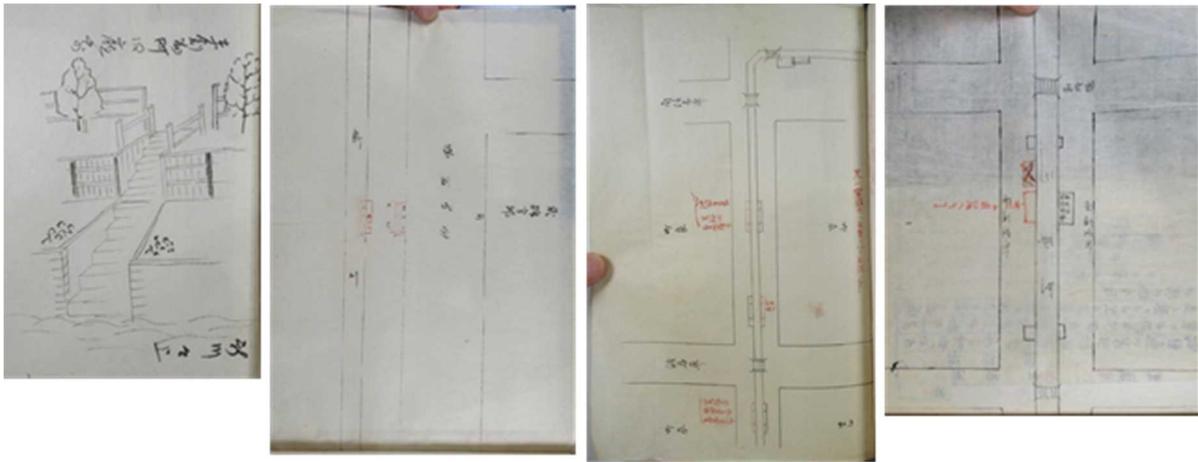
2-05 創成川水遣場南 1 西 1 (『取裁録』道文 3159-19)

2-02

2-03

2-04

2-05



それは、先ほど講演の前にお見せしていた画像です。これらは、明治12年の開拓使の書類の中に入っている絵図です。先ず2-02では、手前に「新川川上」と書いてありますが、これが創成川です。既に創成川と名前がついているはずですが、新川と書いてあります。右に新川川上とあるので南です。左が川下で北になります。その創成川に向かって、絵図の奥に「旧創成町旧庁前」とあり、北4条東1丁目辺りのことで、東1丁目道路から川岸まで階段があって何かするようになっています。それを、配布資料にも名をつけてあると思いますが、「水汲場」と書いてあります。つまり、これは市民が水を汲みに来るための階段なのです。これを最初に見たときは、まさかと思っていませんでした。

この絵図4つは全て同じ簿冊に載っている絵図なのです。それは『取裁録』(道文3159)という簿書名(道文というのは道立文書館の資料ということで、3159はその請求番号、その次の番号は件名)です。この簿冊を見ていたら立て続けにこれらの絵図が出てきたわけです。

次の2-03はやはり創成川の川岸です。ここは北2条の創成川です。そこにも川へ下りる段があって、川岸にも段があります。東1丁目通から階段を下がって新川と書いてある創成川のところに昇降段を造ったようです。2-02の絵図と比べると、ちょっと簡便な段をつ

くるようです。

次の2-04は、創成川ではなくて、胆振川という西2丁目を流れていた川です。当時は西2丁目を北流して大通から東流して創成川に合流していました。同じ明治12年に、市民からこういうところに「水汲み場」を造りたいという願書が出されて、そのときの願書に附属した絵図です。

この図の右端に、黒は官設、朱は自費と書いてあります。そして、胆振川に6つの出っ張りが書いてありますが、3か所は朱になっています。朱書きの方に人の名前が書いてあり、書いていない方は黒になっています。開拓使が造った官設の水汲み場が3か所あって、それに対してその向かいに市民が自分たちで造ると言っている水汲み場が3か所出願されているということなのです。やはり、水汲み場と書いてありますから、市民も自分たちで造った水汲み場で水を汲んで使っていることがはっきりする史料だと思います。

ついでに、市民の名前を見ると、今井藤七の名があります。後の丸井今井デパートの創始者の名前です。明治7（1874）年頃に札幌に来て商売をはじめ、この明治12年かどうかわかりませんが、南1条西1、2丁目にこの水汲み場をはさんで洋物店と呉服店があったはずですが。私は商人の歴史は詳しくないので正確にはわかりません。

ほかのところにも名前が書いてありますが、商業関係に詳しい人は名前を見たら分かるかもしれません。私は、今井藤七のことぐらいしか知りませんでした。

次に2-05は、また創成川に戻って、創成橋の南の南1条西1丁目のところですが。史料を見ると、今度は「水遣場」となっています。遣という字は「つかう」と読みます。本来は「つかわす」とも読みますが、小さいに遣わすと書いて「こづかい」と読みます。ですからこれは「^{みづつかいば}水遣場」と読みますから、洗濯をしたり水汲みをしたりする場所ということなのでしょう。

これらが立て続けに4つ出てきたのです。こうまでしつこく出てこられると、水というのは、単なる流れている水ではないということは分かってきました。

実は、街のブロックの周りには幅3尺の下水が回っています。その下水は、ブロックの周りにだけ通しても何の意味もありませんから、どこかに流すのですが、埋樋で創成川や胆振川に流しています。残念なことに、今まで、創成川や胆振川と下水を結ぶような埋樋の史料を見つけたことはありません。でも他に流すところがないので、創成川や胆振川につながっているのは確実だと思っています。たまにその埋樋が壊れたので修復しますという史料が出てきて、埋樋があって修復しているのは分かっていますが、その埋樋の構造や配置の詳しい資料がまだ見つかっていません。

そういう生活排水を流す創成川・胆振川でしたし、井戸もあったことから、創成川・胆振川の水を生活のために使うとはあまり想定していませんでした。しかし、これだけ史料が出てきますとやはり使っていたと思わざるを得ません。

そこで、改めていろいろ史料を探してみました。琴似屯田の周りにも水路を流すようにしていて、それには農業用水路と書いてありましたので、恐らく生活用水ではなく農業用

水なのでしょう。ところが、仙台藩片倉家中の一団が入植した上手稲村、今の西区西町辺りですか、その周りにも水路を造るのですが、それは生活用水と書いています。上手稲村では、川から自分たちの住んでいるところへ水を引いてきて飲み水も含めた生活用水に使っていたのだらうと思います。

広げて考えてみると、大友堀もそのために造った堀ですから、当然、飲み水も含めてそれを生活用水に使っていたというのは間違いではないと思います。ただ、私は、かたくなにというか、井戸があるのだから井戸を使うはずだ、ここは下水を流すのだから生活用水として使うというのは不適切だというイメージで考えていたのです。それは間違いだったようです。

次の2-06～2-07bは、この創成川の水洗いとか、大下水にあった洗い場の話で、先ほどの川の水とか大下水の水を使った話がこういう形で残っています。残念ながら、飲み水に使ったというのは出てきていませんが、物を洗うときには使っていたようです。特に、2-06の染色屋さんの染物の水洗いは、昭和3（1928）年頃の写真が残っています。『札幌百景』という昭和40（1965）年頃に出た本にも大根やタイナを洗ったというような話が載っています。ただ、これらは昭和40年代50年代の著作で、明治や大正の聞き取り調査のような資料は残念ながら見つけることはできませんでした。

2-06 創成川の水洗い場（『さっぽろ文庫3 札幌風物誌』48頁札幌市教委昭和53年）

（北光）教会の南隣りには染物屋が何軒か並んでいた。晴れた夏の日など、染めた反物を創成川に流して水洗いしていた。創成川もその頃は汚れていなかったのだらう。

2-07a 大下水にあった洗い場の話（『さっぽろ文庫4 豊平川』62頁 札幌市教委昭和53年）

創成川から分流した川に新川があった。南八条西三丁目に取り入れ口があり成田山の境内を通過して南六条を左折、五丁目に出て右折して北に向って流れていた。川沿いには料亭西の宮、西本願寺、金沢質店、常盤湯、若狭屋はき物店、天政、多田パーリー院、丸ヨ池内商店などがあり、南六条から南三条までの柳の木が植えられてあった。ところどころに洗い場があって洗たくや障子洗いをしていた。このあたりは早くから開け、すすき野の発祥地でもあるので夜になると赤いちょうちんが柳の合い間から揺れ動きまことに風情があった。豊平川から見れば新川は孫川に当るわけだが、風流な孫を持ったものである。

2-07b 豊平川を上ったのであろうホッチャレ（産卵を終えて弱ったサケ）が流れ下ってきたこともたびたび、フナやウグイを追う子供たちの姿は毎日見られた。

流域の町家では三沓ほどもある長い柄のついた、ひしゃくで、朝に夕にこの水をすくって散水していたし、秋、つけものの季節ともなれば、女たちは、岸のところどころに付けられていた石段を降りて、大根やタイナをせっせと洗っていた。

中央部市民にとっては、生活とつながった、なじみ深い小川で会ったのだが、いまは暗きよになって影も形もない。（五十嵐久一『さっぽろ百景』34～35頁、タイムス観光昭和40年）

次に、レジュメには明治18（1885）年に大下水の開鑿と書いてあります。実は、明治18年になったら、西5丁目に各家庭の汚水を出すためと思われる平均9尺5寸（約2.785m）幅の大下水を造っています。

今、汚水を出すと思われると言ったのは、大下水という名称で掘削していますから、当然汚い水を流すものと考えていました。しかし、さっきの史料を見つけたことでもう一度大下水開削の資料を読み直してみました。その大下水を造るときの工事仕様書というのがあり、その中に用水場を設置するということが書いてありました。用水場ですから、恐らく先ほど絵図で見てきたものと同じようなものをその大下水に設備として造るということだと思います。

実は、この大下水は、札幌県で造るということに決めたのですが、お金がなくてなかなか工事を始めてくれないのです。それで、本府住民から、衛生上必要な設備なのでお金を寄附するから早く造って欲しいと要望します。衛生上の必要なので大下水を早く造って欲しいというのですから、当然に飲み水などの生活用水を想定していませんでした。でも、さっきの絵図面等の史料から、創成川・胆振川・大下水の水を生活水として使っていた可能性が高くなってきました。今では私の思い違いだったと思っています。

その大下水ですが、どこに造られたか、ちょっと確かめておこうと思います。

2-08は、明治24（1891）年の絵図面に近い地図（明治24年『札幌市街之図』北大図類713）です。これの中に描かれた大下水は鴨々川の8条3丁目辺りから分水して、7条、6条を通過して、西5丁目から真っすぐ北2条まで流れ、そこから西へ向かって琴似川の支流に流れ込むという流れでした。

これは、24年の絵図面ですが、西3丁目にもう1本の筋があります。それから、東2丁目にも筋があります。つまり、18年から24年までに2本の大下水を造っているのです。そして、この後もさらに増やしていきます。

2-08 明治18年開鑿の大下水



それを 2-09 の明治 35 (1902) 年の地図で確認しましょう。35 年の地図 (明治 35 年『札幌区市街全図』札幌市公文書館地図 55) の大通の辺りをよく見ると分かりますが、西 5 丁目のこれが 18 年の大下水で、西 2 丁目のこれが胆振川で、これが創成川です。3 丁目、4 丁目、西 6 丁目、7 丁目、8 丁目、東も 2 丁目、3 丁目に造られている。18 年に西 5 丁目の大下水を造った後、十数年のうちに、当時の街中のほとんどの丁目に大下水を造ったということになります。これは、なぜだと思いますか。

札幌区の人口増加

明治 15 年 9,001 人、20 年 13,534 人、
25 年 26,022 人、30 年 35,306 人、35 年
51,327 人、40 年 66,193 人

(『新札幌市史』第 8 巻統計編人口)

2-09 明治 20 年代に増えた大下水



恐らく一番単純な理由は人口増加だと思います。上の数字は、35年の地図中の街中に住んでいる人口です。今は中央区の中でも中心部で、ビジネス街で人があまり住んでいないところですが、当時は街の中心で、札幌区 (以前の札幌本府) の人口がこのようになっています。明治15 (1882) 年は9,000人、5年たったら1万3,000人、5割増しです。20年から5年たった25年には倍増、それから5年経ったら9,000人増ですか。そして、30年から35年は1万6,000人、次の5年も1万5,000人ぐらい増えているということです。

昔、札幌は成長都市と言われていて、年に何万人も増えているという時代がずっと続きましたが、規模は小さいですが、この頃からそれが始まっているのです。この後、人口増は市域を広げながら平成までずっと続いていきます。減り始めたのがここ数年です。明治に戻って、都市の規模から考えるとこれはかなりの人口増加だと思っていいです。先ほどの地図の範囲内の人口密度で考えると、9,000人が6万人になったということは7倍の人口密度になったということです。そのため、家庭から出る汚い水も増えてくるので大下水を増やさなくてはいけなくなったというわけです。そうすると、どういうことになるかというと、先ほどは大下水の水を汲んで使っていたらいいという話をしましたが、今度は、人口が増えて生活排水が増えていく分、より汚さが増してきますから、大下水の水は使いづらく、使えなくなっていったと思えるわけです。

ちょうど明治30年代ぐらいから、その大下水では、夏の濁水期になると蒸発もするので臭いがひどいということが新聞に出るようになります。多分、生活用水としては使えなくなってきている。でも使う人は当然いるでしょうし、きっと使っていたのだらうと思いますが、だんだん衛生問題が深刻になってきたので使いたくなくなってくるという状況ではなかったかと思います。

そして、ちょうど明治40年代になると、札幌区は下水を暗渠にするという案をつくり始めます。それと同時に上水道の設備もしようという案もつくりまします。実際にその下水が暗渠として実現するのは昭和2（1927）年以降の下水道工事です。そのときに土管を入れて暗渠にしました。上水道は、昭和6（1931）年の市議会で大議論のあとに決まって昭和12（1937）年に通水するようになります。つまり、この後20年、30年たたないと上下水道は実現しないわけです。

そんなことで、創成川、胆振川、大下水などの水を生活用水に使っていたらしいとはっきりしてきました。しかし、その記憶があまり語られないのはなぜかということを考えてみました。川の水を直接使わなくなってきたのが、恐らく上下水道を整備した昭和に入ってからのもので、当然明治大正期は問題はあるにしても利用していたのです。そのため川の水の利用は、普通のこととして明治大正期の聞き取り調査や昔話では語られてこなかったのではないのでしょうか。それが、昭和30年代、40年代になってやっと少し語られるようになって、やっとエッセイのなかで語られるようになったのだらうと思われまします。創成川や大下水の水は、明治期には使われていて、そのための水汲み場をちゃんと設置していたということは分かってきたということです。ここで前半を終えようと思ひまします。

ちょっと休憩を取ります。

[休 憩]

3. バッタの被害とバッタ塚

○榎本 それでは、再開します。

今までは、どちらかという自分の認識が間違っていたという話で、いろいろ資料を調べたら少し歴史が詳しくなりましたという話をしました。次は、明らかに今まで誰も調べてこなかった歴史です。それが明治13（1880）年から始まったバッタの害の話です。

実は、札幌周辺の蝗害についていろいろ探したのですが、いつ始まり、いつ終わり、被害はどのようなものだったか、を調べたことはなかったようです。十勝のほうでは、一つ鍋で有名な晩成社の開拓が始まるころに蝗害が始まって、入ったばかりの彼らは大被害を被っています。その人たちの日記類にいろいろ書かれているようで、十勝のほうでは蝗害の歴史をたどることが盛んに行われていたようです。そのため『帯広市史』には蝗害の記述が多く書かれてあります。

ただ、札幌周辺は少し語られる程度だったようです。それでも、札幌には手稲山口にバツタ塚という史跡が残っています。そこで史料を探してみたら今日お見せするようないろいろな絵図面が出てきたので、その歴史を簡単にでもまとめてみようと思い、北海道史研究協議会という研究会の『会報』に札幌の蝗害の簡単な歴史を書きました。興味のある方はそれをご覧になってください。札幌市公文書館に1部ありますし、北海道立図書館の北方資料室に1部入っています。

○フロア 巻号を教えてください。

○榎本 111号、2022年12月に出たものです。同じ会報の113号には、山口のバツタ塚に関わる絵図面を載せています。興味のある方は札幌市公文書館か道立図書館の北方資料室に行ってお覧になってください。

では、その蝗害の話をしていこうと思います。

実は、これは、ぜひ皆さんに知ってほしかったものですから、資料をいっぱい載せてありますが、到底、あと30分や40分で話せるような量ではありません。ですから、蝗害の史料の話はほとんど省こうと思います。後からでもその会報をじっくり読んでみてください。ここでは簡単な概説をしようと思います。

明治13年からバツタの害が始まります。『帯広市史』ではこんなことを言っています。

明治8年に十勝川の大洪水があって、帯広と池田の間ぐらいのところが土砂で埋まり、それまでは原始林とか深い草地になっていたところが、土砂地になってしまったそうです。その後、その土砂地で数年かけてバツタが発生しました。本州のイナゴはトノサマバツタより少し小さいようです。恐らく、北海道の場合はトノサマバツタだと思います。史料上ではトノサマバツタとは出てきません。イナゴとだけ出てきます。そのバツタが、数年かけて同じ場所で発生を繰り返すうちにだんだん数が増えてきます。そして、いわゆる群生相という、色も緑色から黒くなって、羽も長くなって遠くへ飛べるようになっていきました。それが明治12年までに起こったことだそうです。

その頃の十勝は、まだ晩成社も入る前で自由移民がぼつんぼつんと入っているだけで、集団移住はまだ入っていない時期であまり危機感もなかったようでした。それで見過ごされていたのか、13年に大発生になってやっと報告が上がってきます。そして、駆除を始めましたが、そのときにはもう時遅しで、山を越えて日高のほうへ降りてくるようになりました。

イナゴは、密接に生えている草原とか大森林は生息地としては適さなくて、むしろ、開墾地のようなところや水害で土砂地になったようなところが生息には適しているそうです。畑で作物がなっている脇は地面が出ていますから、そういうところが彼らの生息地としては適しているところなのだそうです。十勝は、もちろん被害はあったのですが、幸いにも開拓があまり進んでいなかったのも、バツタたちから見ると自分たちの生活にとっていい場所ではないと思ったのだろうと、バツタではない私は勝手な想像をしています。

ところが、遠く飛び立って山を越えてみたら、そこには何と静内があった、新冠があっ

た、浦河があった。静内の場合ですと、皆さんも小説とか映画でご存じのように明治4、5年からもう開墾が進んでいるところです。13年というともう10年近く開拓が進んでいますから、畑が広がっているところですね。さらに、そこでの開拓を進めるために、札幌あるいは室蘭辺りから道路が続いているところです。そこで、バツタはそういうところを飛びながら伝っていきます。当然、日高の隣は胆振で、仙台藩片倉主従たちが入植した幌別、さらに、仙台藩石川主従のたちが入植した室蘭、それから、もう一つ山を越えると仙台藩伊達邦成主従たちが入植した有珠があり、そこはもう10年近く開拓を進めているところです。ということは、バツタにするといいいところへ来たという感じです。

一方、勇払まで来た一団の一部は、ちょっと北を向いてみたら北のほうにも道路がありました。先ほど言った勇払道です。さらに明治6（1873）年には室蘭から千歳を通して札幌までの札幌本道という道路が造られていますから、ちょうどいい道路があってそれに沿って皆で北へ飛んでいきます。そうすると、あったのが札幌です。札幌から当別、石狩にかけての辺りは開拓を始めてもう既に10年以上たっているところですから、生活適地として飛蝗たちははびこり、そして被害が大きくなっていくことになります。

ここで、イナゴに関する文字のことで、ちょっと言い訳をしておきます。蝗害が始まったとき、バツタのことを「ふしゅう」という言い方をします。これがバツタのこのようです。ただ、私の論文には、実は、ワープロにはこの活字がなくて、「蟲」があります。それで、私の論文は、印刷屋さんに字を作ってもらって「蟲」（「阜」の下に虫2つの字）を使っています。これは史料に出てくる文字です。ワープロには「皇」がありますが、どうも形が気に入らないので、皆さんの資料の中では、ワープロの文字に似ている「蟲」という字を使っています。その論文を書いた後、大きな字典をいろいろ調べたら、はっきり断定はできないのですが、どうも「蟲蟲」（左の字は「阜」の下に虫2つの字）という字で「ふしゅう」と言ってバツタを指すようです。

そういう蝗害ですが、13年に3-01と3-02にある「蝗虫の駆除法」にあるように、蝗虫を駆除するにはこうしましょうという報告書が出ています。まず3-01です。

3-01 蝗虫の駆除法 1（『北海道蝗害報告書』、『部下達書録』道文 3788-110）

蟲蟲駆除上施行順叙

緒言

当道蟲蟲ノ害ハ実ニ本年ニ始マレリ其景状ノ惨毒ナル之ヲ目撃セシ者誰カ驚愕セサラン抑当道開拓ノ要ハ専ラ農業ヲ勸ムルニ在ルヲ以テ是等防禦ノ方法ハ最モ注意セサル可ラス故ニ此虫害ノ報道ヲ得ルヤ夙ニ官吏ヲ実地ニ派遣シ又ハ書籍ニ就キ其方案ヲ研究セシメ折衷取捨シテ左ノ順ヲ設ク該虫被害ノ地方ニ於テ之ヲ実施ニ再ヒ其惨状ヲ見サラントフ庶幾ス（要旨：当道イナゴの害は本年に始まった。その景状の惨害はみな驚愕する。そもそも当道開拓のかなめは主に農業を広めることであるため、蝗害を防ぐ方法には最も注意せざるをえない。そのためこの虫害の報せをえるや早いうちに官吏を被害地に派遣し、または書籍を調べて駆除法を研

究させていろいろ工夫して次のような方法を設け、イナゴ被害の地方においてこの方法を実施し、再び被害が起こらないようにしたい。)

第一条 日高国浦河郡^{西舎杵白唐沸各村}静内郡^{遠仏目名上下方中下方下々方各村}沙流郡^{佐留太村近傍}胆振国幌別郡^{蘭法華幌別鶯別各村}室蘭郡^{輪西千舞鼈各村}有珠郡^{黄金薬稀府紋鼈長流各村}等開墾地ニ於テハ別紙蠱蝨駆除法第二条中ニ示セル耙耨犁鋤鋤鎌ホー等ノ農具ヲ用テ耕地又ハ路傍ノ地ヲ攪撥シ虫卵ノ孵化ヲ妨ケ或ハ第三条第六款等ニアル方法ニ照シテ採集撲滅スヘシ(要旨:日高国浦河郡の西舎杵白唐沸各村、静内郡の遠仏目名上下方中下方下々方各村および新冠牧場の玉蜀黍畑等、沙流郡佐留太村近傍、胆振国幌別郡蘭法華幌別鶯別各村、室蘭郡輪西千舞鼈各村、有珠郡黄金薬稀府紋鼈長流各村等、開墾地においては別紙蠱蝨駆除法にある第二条中にしめしたハロー鋤鋤鎌ホーなどの農具を用いて耕地または路傍の地を攪撥し虫卵の孵化を妨げあるいは第三条第六款等にある方法によって採集撲滅すべし)

第二条 日高国浦河新冠沙流ノ諸郡及ヒ胆振国勇払白老幌別虻田ノ各郡原野ニ於テハ別紙駆除法第三条第七款及第八款ニ示セル放火焼殺ノ法ヲ行フヘシ其季節ノ如キハ勸業課ニ於テ之ヲ調査シ施行ノ各地ニ報道スヘシ(要旨):日高国浦河新冠沙流諸郡および胆振国勇払白老幌別虻田各郡の原野においては別紙駆除法第三条第七款および第八款に示した放火焼殺する法を行う。その時期については勸業課が調査して実施する各地に報せるようにする。)

第三条 以上指名セル郡村ハ現ニ虫害ノ尤モ甚シキ地方ヲ略記シタルモノナレハ他ノ村落原野ト雖トモ被害ノ恐アルトキハ前兩条ノ方法ヲ実施シ必ス其殲滅ヲ期スヘシ(要旨):以上指名した郡村は実際に虫害の最も甚しい地方を略記したものであるが、他の村落や原野であっても被害の恐があるときは前兩条の方法を実施する。必その殲滅を期すべし。)

このときには、蝗害の中心としては日高、胆振のこしか書いていません。第1条は開墾地の駆除について、開墾地では卵を産んでいるから卵をうまく処理しなさいというようなこと、第2条はその周辺の草原の駆除の仕方が書いてあります。第3条ではそれ以外のところはこれに倣ってやりなさいと書いてあるだけです。

3-02 蝗虫の駆除法 2 (『北海道蝗害報告書』、『部下達書録』道文 3788-110)

蠱蝨駆除法

第一条 害虫ヲ啄ム鳥類ノ保護(要旨:害虫をついばむ鳥類の保護)

第一款 害虫ヲ啄ム鳥類ノ繁殖ヲ謀ルハ何ノ地方ヲ問ハス実ニ緊要ノコトナリ故ニ該虫被害ノ地方ニ於テハ嚴ニ法則ヲ設ケテ之ヲ保護スヘシ而シテ平常動植物ニ有害ノ禽獸ト認ムル烏鴉鷹及野犬ノ如キモ蠱蝨ヲ啄ムノ功ハ時トシテ遠ク其害ニ超ルコトアル也(要旨:害虫をついばむ鳥類の繁殖をはかるのはどの地方であっても実際に緊要のことである。そのためこの虫被害の地方においては厳密な法則を設けて、鳥を保護するように。そしてふだん

動植物に有害の禽獣と認める烏鴉鷹および野犬などもイナゴをついばむという効果は時としてその害をこえることもある。))

第二条 害虫ノ未タ孵化セサルニ先チ之ヲ撲滅スル法 (要旨：害虫がまだ孵化する前に撲滅する法)

第二款 秋季若クハ冬季ノ初二際シ耙耨或ハ鋤等ヲ用テ土地ヲ起撥シ卵子ヲ大氣ニ曝スヘシ然ルトキハ或ハ死シ或ハ鳥類ニ啄マル若シ家禽及ヒ豚ヲ放チ之ヲ喰ハシムルトキハ尤モ可ナリ (要旨：秋季または冬季の初めにはハローあるいは鋤等を用いて土地をおこし返し卵子を大気に曝すべし。その時には死んだり鳥類についばまれる。もし家禽や豚を放してこれを喰はせるのは最もよい)

第三款 犁鋤鋤鎌又ハホー等ヲ用テ普ク土地ノ上層ヲ薄ク鋤起スヘシ此法ハ第二款ニ亜テ最善良ナル方法ナリ宜シク秋季若クハ冬季ノ初二施行スヘシ (要旨：犁鋤鋤鎌やホーなどを用いてひろく土地の上層を薄くすきおこすように。この方法は第二款について最も善良な方法である。よろしく秋季または冬季の初めに施行すること)

第四款 春季蟲蠱ノ将ニ発生セントスルニ際シ犁或ハ鋤等ヲ用テ深ク土地ヲ耕鋤シ之ニ土ヲ覆フ六七寸ナラシメ又タ次テ旋回器ヲ用ユルモ可ナリ (要旨：春季にイナゴがまさに発生しようとする時に犁や鋤などを用いて深く土地をほりおこしこれに土を上六七寸覆ってならし、さらに旋回器を用いるのもよい)

第五款 卵子採集法ハ夥多ノ失費ヲ要スルヲ以他ノ方法ニ比スレハ実益却テ鮮ナシ寧ロ鋤鎌又ハホー等ヲ用テ地皮ヲ薄ク掘撥シ卵ヲ空氣ニ曝スノ簡便ナルニ若カス而シテ此人夫ハ被害地方ノ人民ヲシテ彼ノ米國干薩及ヒ其他ノ州郡ニ於テ施行スル方法ニ倣ヒ男子十八年以上六十年以下ノ者^{強壯ナル女子及ヒ十五年以上ノ男子ヲ役スルモ可ナリ}ニ鋤ホー或ハ鎌等ヲ貸与シ無賃ニテ凡ソ三日間必ス服役セシメ若シ事故アリテ然ルヲ得サル者ニハ相当ノ金ヲ償ハシムル方法ヲ施ス^得ハ最可ナリ (要旨：卵子の採集法は多くの失費を必要とするので他の方法に比べれば実益はかえって少ない。むしろ鋤鎌やホーなどを用いて地表を薄く掘り起こし卵を空気に曝すという簡便なのがよい。そしてこの人夫は被害地方の人民を彼の米國干薩 (カンサツ) およびその他の州郡において施行している方法にならい男子 18 才以上 60 才以下の者 (強壯な女子や 15 才上の男子を使うのもよい) に鋤ホーや鎌などを貸与し無賃にておよそ 3 日間必ず服役させ、もし事故がおこり働けなくなった者には相当の金を償はせる方法を施行するようによれば最もよい)

第三条 稚虫採集及撲滅法 (要旨：稚虫採集および撲滅法)

第六款 稚虫ヲ採集スルニハ許多ノ器械及ヒ手段アレトモ其実施シ易キ者ハ昆虫網^(圖ヲ見ヨ)ナリ此器ハ何人ニモ容易ニ製造シ且ツ使用スル^得ルナリ (要旨：稚虫を採集するには多くの器械や手段があるが、その実施しやすいもの昆虫網 (図参照 略) である。これはだれでも容易につくれ使えるものである)

第七款 稚虫ノ孵化スルハ悉ク同一ナラスト雖モ概スルニ春季三四週間ノ内ニ而シテ其翼ヲ生スルハ大概発生後六七周日ノ内ナルベシ^(本年ハ孵化生翼ノ時日ヲ実験セサルヲ以テ之レヲ明言スル能ハス今姑ラク米國諸州ノ經驗ニ拠リ畧言セリ) 故

ニ初生ノモノ未タ三四週間ヲ経サルニ及テ天気ト風トノ模様ヲ察テ四面火ヲ放テ之ヲ焼殺スヘシ但其天気ト風トノ模様ニ注意セサレハ地面ニ密着スル草菜ヲ焼キ尽ス能ハス稚虫草根ニ潜伏シテ死セサルヲアリ折角ノ働モ徒勞ニ属センノミ（要旨：幼虫の孵化するのは皆同時ではないが概ね春季の3、4週間の内であり、そしてその翼を生ずるのは大概発生後の6、7週日の内である（今年は孵化と羽化の時日を調べていないので明言できないが、今は米国諸州の経験により略述する）ので、初生のものまだ3、4週間をたたないうちに天気と風の様子を見て四面から火を放ちてこの幼虫を焼殺するようにすべし。ただしその天気と風の模様に注意しておかないと地面に密着した草菜を焼きつくすことができない。幼虫は草根に潜伏して死なないことがある。折角の働きも徒勞になってしまう）

第八款 延焼スヘキ物ナキノ地（沿海ノ沙漠或ハ田園ノ如キ場所）ニ於テ放火法ヲ施サントスルトキハ先ツ容易ニ延焼シ得ヘキ枯草或ハ柴ノ如キモノヲ地上ニ散敷シ又ハ処々ニ積累ネ置トキハ早春発生ノ頃氣候猶寒冷ナルヲ以テ朝夕ハ必ス其中ニ潜ムヘシ此時ニ当テ適宜ニ放火シ之ヲ焼殺スヘシ（要旨：燃える物がない地（海岸沿いの砂浜や田園のような場所）での放火法を実行する時は、まず容易に燃焼するような枯草や柴のようなものを地上にまき散らしたまたはところどころに積みかさね、早春の孵化する頃に氣候がまだ寒冷なため朝夕に必ずその草の中に潜むので、その時に適宜に放火して焼殺するようにする）

第九款 近傍ヨリ来ル稚虫ヲ防クニハ園圃ノ周囲ニ幅二尺深二尺ノ溝ヲ穿チ其底部処々ニ深キ穴ヲ掘リ稚虫ノ溝中ニ陥リタルトキ之ヲ穴中ニ撥集メ其上ヲ土ニテ覆ヒ塵殺スヘシ（要旨：近辺から集まる幼虫を防ぐには園圃の周囲に幅2尺深さ2尺の溝を掘りその底部処々に深キ穴ヲ掘り幼虫が溝に落ちた時に穴の中にかき集めその上に土を覆いみな殺すようにする）

第十款 溝中ニ容易ニ水ヲ引得ルノ地方ニ於テハ前款ノ如キ穴ヲ掘ルヲ要セス稚虫水中ニ陥リ自ラ溺死スヘシ米国ニテ石油又ハコールタールヲ用テ大ニ其効驗ヲ見シアリ之ヲ用ユルノ法ハ甚単簡ニシテ少量ノ石油又ハコールタール溝中ニ灌クヘシ然ルトキハ油漸ク水中ニ蔓漲シー滴ノ力猶許多ノ稚虫ヲ殺スヲ得ヘシ（要旨：溝の中に水を簡単に引ける地方では前款のように穴を掘らずに幼虫が水中に落ち溺死するようにする。米国では石油やコールタールを用いて大いにその効果を見出している。この方法は非常に簡単で少量の石油やコールタールを溝に注ぐと油は水中に満ち多くの幼虫を殺す事ができる）

第四条 該虫既ニ羽化スル者駆除法（要旨：この虫がすでに羽化したときの駆除法）

第十一款 該虫既ニ羽化スルモノヲ駆除スルノ良法ヲ発見セシモノアラス唯其来襲ニ際シ拳村悪臭アル煙ヲ揚ケ又ハ鳴物ヲ以テ之ヲ防禦スヘシ（要旨：蝗虫がすでに羽化した時は駆除するよい方法は見つからないためただ来襲した時に村を挙げて悪臭のある煙や鳴り物を使って防禦するようにする）

3-01に続けて3-02のように詳しい駆除の方法が載っています。

第1条は、虫を食べる鳥を保護しなさいというものです。それから、第2条はバッタの

卵をうまく処理しなさいと書いてあります。一部だけ話しますと、鍬やホーなどの農機具で土を起こして産んである卵を掘り返して空気に当てなさいというようなことなど幾つか書いてあります。第3条は、幼虫の駆除の仕方を書いてあります。バッタは大体6回ぐらい脱皮し、成虫になって羽がついて飛ぶようになります。その前までの駆除の仕方は、溝を掘ってそこへ追い立てなさい、溝に穴を掘って水をためておいたら溝に落ちた虫がそこへ落ちて死ぬなどと紹介しています。

最後の第4条にあるのは成虫の駆除の仕方ですが、いい方法は見つかっていませんとあります。ですから、成虫に関しては追い立てるぐらいしかないのです。近寄らないように悪臭のある煙を出しなさい、鳴り物を鳴らして追い出しなさいなどとあります。

ですから、全体としては、最初の年なので、経験もないから簡単な駆除の仕方が見つからないというのが正直な話なのでしょう。

3-03の地図は明治14(1881)年の蝗害の様子で、『北海道蝗害報告書』に附属している図面です。道立図書館と道立文書館、札幌市公文書館に原本ないしは復刻本があります。

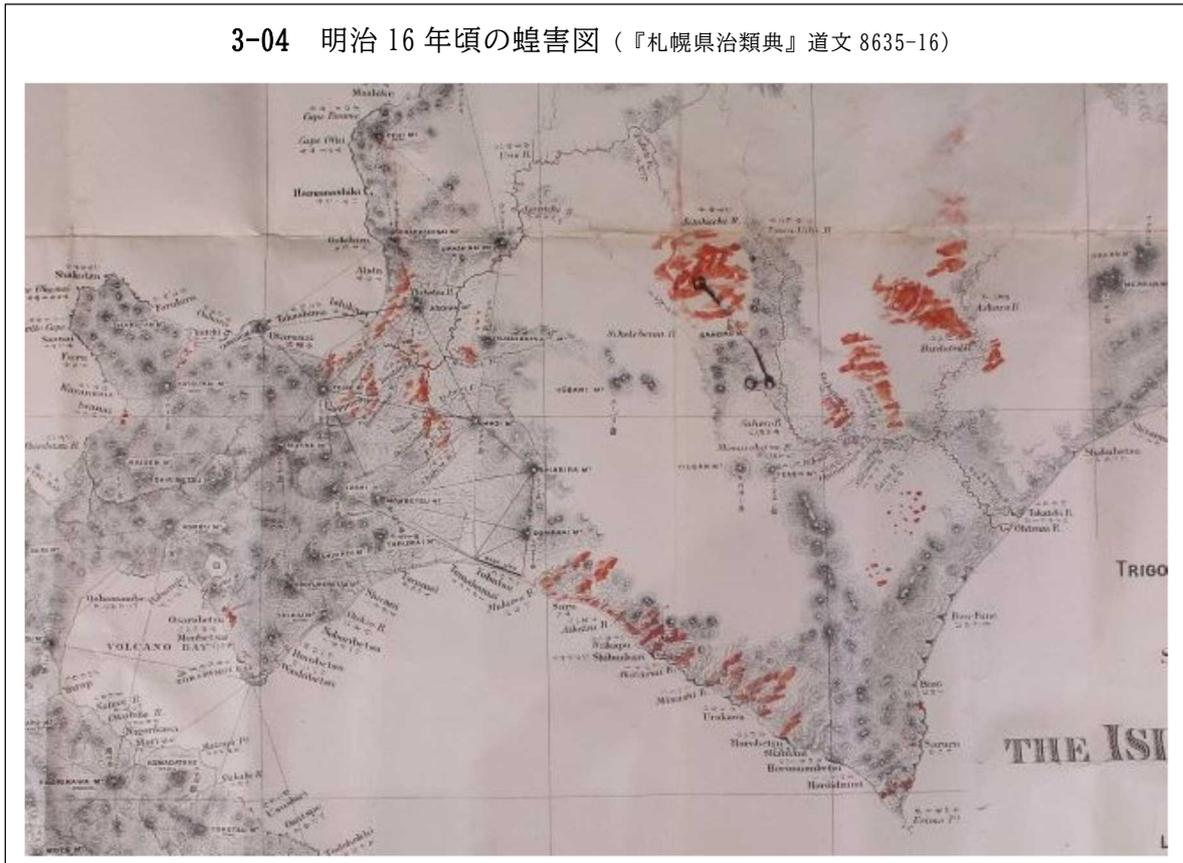


紫はイナゴが発生したところ、赤は産卵地です。14年の春に発生したのが紫で、14年の秋に産卵した場所が赤で描かれているのだらうと思います。十勝で発生して、この辺は赤い色が多いのですが、日高、胆振に飛んできてその辺の農作物を食い荒らして産卵してい

た様子が分かるようになっていきます。

3-04の地図は、明治16年（1883）10月調査の絵図となっています。何の絵図か、赤く塗ってある部分が何か、表題や凡例がついていませんが、右端に「16年10月調査」とありますから、もう成虫は死んでしまっていますので、恐らく産卵地の調査をした報告図だと思います。16年中にいろいろなところで蝗害があった後、蝗虫が産卵した場所が赤く塗られた部分だろうというふうに思います。これは私の推測です。札幌の辺りだとかなりの部分が赤くなっています。

3-04 明治16年頃の蝗害図（『札幌県治類典』道文 8635-16）



札幌の13年の蝗害の様子は、山鼻と真駒内の牧牛場と月寒村の3つの地域の様子が3-05の『北海道蝗害報告書』に報告されています。なぜこれを皆さんにお示しするかというと、先ほどご紹介した北海道史研究協議会の会誌に私が書いた札幌の蝗害の歴史の中で、13年の札幌には蝗害はなかったと書いてしまっているのです。実際はこういう資料があるのにどうしてそんなことを書いたのか分かりませんが、それを訂正する意味も含めてここに示しておきます。それはさておき、3か村の被害状況が報告されています。やっと札幌に被害が及んできたという意味合いで村の数も少ないのかもしれませんが。

3-05 明治13年中の札幌での蝗害

札幌区山鼻村農事通信者荒木進之助報

八月三十日薄暮羽虫南方ヨリ群来シ粟、稗ノ実及ヒ葉ヲ喰ヒ盡ス（要旨：8月30日薄す暮れに蝗が南方から群来し粟、稗の実や葉を喰い盡した）

真駒内牧牛場報

羽虫場内ニ飛来セシモ敢テ園圃ニ害ヲ与ヘズ八月三十日午前第十一時頃虫何処ヨリカ飛来シテ玉蜀黍畑ニ集リ葉ヲ喰ヒ実ヲ噛ム其害甚シ菜種油ト石油ヲ混合シ稿箒ニ浸シテ植物ニ撒布スツモ更ニ効ナシ又試ニ日没ヲ待テ所々ニ火ヲ焚キ焼殺セント欲スレトモ効ナシ旭日ト共ニ空中ニ飛散シ之ヲ駆除スル至テ難シ故ニ朝露未タ晞カサルニ乗シ人夫ヲシテ虫ヲ捕獲セシムルニ朝ニシテ二石余ヲ得タリ又或ハ所々ニ生草ヲ焼ケ絶ヘズ圃中ヲ燻ベ數十ノ人夫ヲ一刻ヲ為シ圃内ヲ追散シテ僅ニ其害ヲ免レリ（要旨：羽虫場内に飛来せしも敢えて園圃に害を与へず8月30日午前第11時頃虫がどこかから飛来して玉蜀黍畑に集り葉を喰ひ実を噛むその害ははなはだしく菜種油と石油を混合して箒にひたして植物に撒布するもまったく効果なく、また試みに日没を待って所々に火を焚し焼殺しようとしたが効果がなかった。旭日とともに空中に飛散してこれらを駆除するのはとても難かしいので朝露がまだ乾かないうちに人夫に虫を捕獲させて一朝に2石余を捕獲した。またあるいは所々に生草を焼いて絶えず圃中をいぶし多くの人夫で時間をかけて圃内を追い散らしわずかにその害をまぬがれた）

札幌区月寒村農事通信者岡田駒吉報（九月三日）

八月二十八日午後四時頃東方ヨリ羽虫群集シ来リテ畑ニ下ル該虫ハ乾地ヲ好ミテ湿地ヲ忌ムモノ、如シ三十日ニ至リテ粟ノ穂及ヒ喰フ旭日ノ上ルニ隨フテ群飛シ午後一時ヨリ全四時迄ノ間虫害最モ甚シ四時ニ至レハ虫跡ヲ見ズ夜ニ至リ数ヶ所ニ火ヲ焚クモ更ニ功ナシ鳴物ヲ以テ追散スハ最モ功アリ（要旨：8月28日午後4時頃東方から羽虫が群集して来て畑に下りる。この虫は乾地を好んで湿地ヲ嫌うようだ。30日に至って粟の穂や葉を喰らった。旭日が上るにつれて群れ飛び午後1時から4時迄の間は虫害が最も甚しく、4時に至って虫がいるようには見えなかった。夜になって数ヶ所に火を焚いたが更に功なく、鳴物を以て追い散らしたのが最も効果があった）（前出『北海道蝗害報告書』）

次の3-06は、14年の様子です。

これも全体像が書かれていて、上のほうに被害のあった地域が書かれています。大体、胆振と日高の辺りで、この年は石狩と札幌も入ってきています。

3-06 明治14年の蝗害概況

明治十四年蝗虫駆除手続

明治十四年蝗虫駆除ニ従事セシ国郡ハ胆振国勇払、白老、千歳、幌別、室蘭、有珠、虻田ノ七郡日高国ハ沙流、新冠、静内、三石、浦河ノ五郡、十勝国中川郡石狩国石狩、札幌ノ二郡合四国十五郡ナリ而シテ之ニ従事スル発生地ト飛来地トニヨリテ着手ニ緩急アレハ駆除方法モ亦全一ナラズト雖トモ先ツ施行ノ手続概略左ノ如シ（要旨：明治14年蝗虫駆除に従事した国郡は胆振国勇払、白老、千歳、幌別、室蘭、有珠、虻田ノ7郡、日高国沙流、新冠、

静内、三石、浦河ノ5郡、十勝国中川郡、石狩国石狩、札幌ノ2郡合せて4国15郡である。そして駆除に従事するのは発生地と飛来地とにより着手に緩急あるが、駆除方法もまた同一ではないが、先づ施行の手續の概略は左のようである)

一明治十四年四月中旬ヨリ胆振国勇払郡及ヒ日高国沙流郡等ニ着手ス然ルニ当時蝗虫発生ノ期節ニ迫リ卵子ヲ掘採ル旬余ニ出テツシテ孵化虫ヲ捕獲スルニ生レリ且之ヲ捕獲スルニ溝渠ヲ穿チテ之ニ迫込ミ亦枯草アル場処ハ火ヲ放チテ焼殺シ或ハ鞭殺或ハ*ハ「ハロー」ヲ用テ圧殺セリ而シテ発生最多ノ地ニ於テハ一夫一日貳合(孵化シテ二三日ナルモノ壹合ノ数三千疋内外)乃至三合許ヲ捕獲セリ(要旨：明治14年4月中旬より胆振国勇払郡と日高国沙流郡等で駆除に着手した。それで当時は蝗虫発生ノ時期に迫リ卵子を掘り採る一旬ほどで孵化して幼虫を捕獲することになった。且つこれを捕獲するのに溝渠を掘ってそれに追い込み、また枯草のある場所では火を放って焼殺し、あるいは鞭ち殺し、さらに「ハロー」を用いて圧殺した。そして発生が最も多い所では人夫1人1日2合(孵化して2、3日ほどで1合の数3千疋内外)から3合ほどを捕獲した)

一該虫漸次ニ生長脱皮スル四五回目即チ七月上旬頃ニ至リ一夫一日ノ獵数七升(一升ノ數六百乃至七百疋)乃至壹斗許リ要具ハ扱手網及ヒ捕網器等ヲ以テス(要旨：この虫は少しずつ生長脱皮し4、5回目即ち七月上旬頃になって人夫1人1日の捕獲数獵数7升(1升ノ数6百乃至7百疋)乃至1斗ほど要具は扱手網や捕網器等を用いた)

一該虫ノ羽翼漸ク暢ヒ八月中旬ニ至リ産地ヲ飛散数十里ニ蔓延シ至ル処翔颺セザルナシ又田野ニ飛下スルモ羽翼甚タ自在ニシテ日中ハ駆ルニ良策ナク早且雨露ノ未タ乾固セザルヲ期トシ扱手網ノ類ヲ以テ捕獲スルニ如カズ獲ル其数大群ノ地ハ一夫一日八升(壹升ノ數百五十乃至二百疋)乃至壹斗アリキ(要旨：この虫の羽根はようやくのび八月中旬には産地を飛び去り数十里に蔓延していたところ飛翔しないところはなくなった。また田野に飛びおりるが羽根を自在につかい日中はこれに対処する良策なく朝露や雨のまだ乾燥しないうちに扱手網の類をつかって捕獲するのがよい、捕獲する数は大群の地は人夫1人1日8升(1升の数150乃至200疋)乃至1升ほど)

一本年産卵ノ地ヲ認定シ九月下旬ヨリ採卵ニ従事セシニ日高国静内郡及ヒ胆振国勇払郡ノ如キ産卵最モ夥多ナル方面ニ於ケル方六尺内ニ卵子四百(壹顆内ニ大形ナルモノ一百小形ナルハ六十乃至七十疋許)乃至五百顆ニシテ採集ノ最モ多キハ壹升五合(壹升ノ數三百乃至三百二十顆)乃至貳升ヲ得タリ(要旨：本年産卵の地を認定し9月下旬より採卵に従事したが、日高国静内郡と胆振国勇払郡のあたりの産卵が最も多い方面では6尺四方内に卵子4百(卵1顆内に大形のものでは百、小形のものでは60乃至70疋ほど)乃至5百顆ほどで採集の最も多かったのは1升5合(1升の数300乃至320、30顆)乃至2升であった)

本年ハ駆除ノ初年ニシテ試験ニ出タルモノ多ケレハ器具及ヒ人夫ノ進退ハ勿論駆除方法等ニ於ケルモ亦整頓シタルモノニ非ズ而シテ猶前年ノ景況ニ比スレハ蝗虫ノ勢ヒ弥々盛ンニ益々蔓延シ其広袤殆ント倍セリ又本年秋末ニ至リ各処ニ産卵シタル実況ヲ以テ思考スルニ十五年ノ発生幾倍ナルヤ憂慮ニ堪ヘズ百方採卵ニカヲ尽スト雖トモ当時寒天ニ際

シ該業ニ従事スル能ハザルト定額金員ノ既ニ支尽スルトニ因リテ十一月ニ至リ終ニ休メリ（要旨：本年は駆除の初年で試験的な処理が多かったが、器具や人夫の働き方は勿論駆除方法等についても調査分析したものではない。そしてなお前年の景況にくらべれば蝗虫の勢いより盛んになり益々蔓延しその広さはほとんど倍になっている。また本年秋末になり各所に産卵した実況から推察すると15年の発生は幾倍ともなり非常に憂慮することである。百方採卵に力をつくしても寒さに向かう時期では駆除に従事することはできないことと定額金員がすでに使い切っていることにより11月に駆除を休業した）（明治14年12月上局宛六等属上野正七等属永根平教『諸官省文移録』道文7238-2）

ひとつ書きの最初には、卵を取った成績が書いてあります。2つ目には幼虫を取った成績、3つ目は成虫を取った成績、4つ目は春に取った卵について1日どれぐらい取ったか、最後には、秋の被害が終わった後、成虫が産んだ卵を全道駆除した料について報告しています。その最後には、まとめとして「前年ノ景況に比スレハ蝗虫ノ勢ヒ弥々盛ンニ益々蔓延シ其広袤殆ント倍セリ」とあり、被害を受けた地域が倍に広がったと書いてあります。秋には頑張っただけで卵の駆除をやったのですが、寒天になってきたのとお金がなくなったので11月にやめましたと書いています。国費を使って農商務省という役所が指導して駆除しているのですが、その国費も使い切ってしまったということです。

次からは、15年と16年の被害や駆除の様子について、史料を9つ紹介します。

3-07 島松近く明治15年7月の情況

去ル廿八日漁野方面ヨリ札幌ニ向ケ島松駅往還筋エ蝗虫夥多進行其景状甚敷差当リ駆除ノ策ナク場合不得止右島松駅中山久蔵脇道路ヲ堀切（凡ソ中貳尺余深サ貳尺）及ヒ道路端南北ヘ凡ソ八九十間堀切多分ノ捕獲ヲナセリ（要旨：去る28日漁野方面から札幌に向けて島松駅への往還筋に蝗虫が多数進行していた。その景状ははなはだしくさしあたり駆除の方策ないためやむをえず島松駅中山久蔵宅脇の道路を堀をきり（およそ巾2尺余深さ2尺）さらに道路脇に南北へおよそ8、90間に堀をきり多くの捕獲を行った）（明治15年8月1日土木課宛勸業課農務係公文書『札幌県治類典』道文8001-48）

3-07は、15年の島松村（現北広島市内）の辺りの様子です。これは、被害というよりは駆除の方法が書かれています。島松というと、有名なのが中山久蔵で稲作を定着させた功労者ですが、その中山久蔵は駅通もやっていたから、当時の幹線道路に住んでいるわけです。そして、バッタはその道路を通ってきました。この書類は8月ですが、7月頃のまだ成虫になる前の幼虫の様子です。漁野方面とありますから今は恵庭になるのですか、その辺りから札幌に向けて、「島松駅往還筋エ蝗虫夥多進行」と札幌へ向かって、中山久蔵の家の辺りの道路を歩いている、行進中だと言うのです。幼虫ですのでまだ羽がなく跳ねるぐらいはできるでしょうが、長い距離を飛ぶことはできないでしょう。進行ですから、ぴょんぴょん飛び跳ねて進んでいるということなのでしょう。

それで、どう対処したかという、まず、「道路ヲ堀切」というのは、道路を横切って通れないように堀を造った。そして、そこから道路の両側に、長さが90間ですから150、60センチぐらいの大きな溝を掘っています。そして道路の両側に堀を造って「捕獲」と書いています。恐らく追い立ててその溝の中に追い落としたのでしょう。

こういうのを見ると、幼虫たちは、いいところを探して、ちゃんと動きやすい道路を通って、人がいっぱいいて食べ物もいっぱいあって生息しやすい畑があるところへ向かって行進している、そんな雰囲気は何となく出てくるんです。バッタもちゃんと考えているなとつい思ってしまいます。

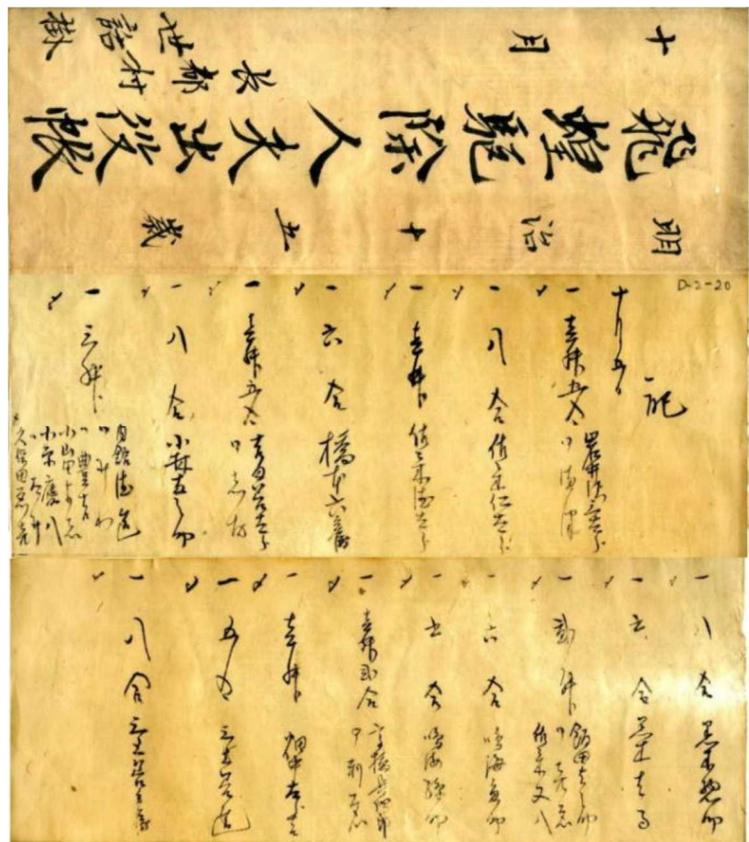
実は、この史料はバッタを駆除したことを報告するための書類ではないのです。文書の宛先が土木課となっています。札幌県勸業課はバッタを駆除する課で、土木課は道路を管理する課です。勸業課は、バッタの状態を見て道路に穴を開けたわけですが、そのため、穴を開けちゃってごめんねという史料なのです。もう1通あって、それにはこの駆除が終わった後に道路を直しましたという書簡も送っています。こういう史料のおかげで、バッタの動き、駆除の仕方などが少し具体的に見えてきました。

3-08は札幌市公文書館の資料なので出しましたが、屏風の下張りにあった史料です。ですから、本来はごみですが、たまたまもらった屏風を解体して全部剥がしてみたら、バッタ駆除に関する史料が20枚ぐらい出てきて、「飛蝗駆除人夫出役帳」とある表紙も出てきました（『高澤家文書』札幌市公文書館特定重要公文書2015-0702【E-1-001、D-2-020】）。

その表紙を見ますと、飛蝗と書いていますから成虫駆除のように見えますが、10月なので成虫ではなく卵の駆除の時の帳簿です。表紙の下2段が最初の1丁目の表裏です。表に「記」とあり、次いで10月5日とありま

すから、ここから始まり、「一」とあり、次に取った卵の量で、下が作業をした人です。下2段は、折り紙と言って、真ん中で折って数枚重ねて右端をこよりで綴って帳簿にするのですが、皆さんに渡した資料は、本来1丁目の裏に当たる部分を下につけてあります。

3-08 明治15年長都村の月寒村住民による駆除



これを資料とした理由は、これは長都ですから、恵庭と千歳の境目辺りの蝗虫駆除をするのに、月寒村の人々が動員されているのがわかるからです。ここに吉田善太郎という名前が出てきます。吉田善太郎は、ご存じの方が多いだろうと思いますが、月寒から厚別にかけて大きな農場を持っていた大農家で、いろいろと土地を寄附して、吉田記念公園という公園があったりします。そんな篤農家になるのですが、この頃はもう家を継いでいたか不明ですが、父親の名前は吉田善治といます。もう一人内館徳造とあるのも月寒の住人です。なんとか2人は確認できました。つまり、月寒の住人が、わざわざ長都まで蝗虫の卵の駆除に行ったということがわかるわけです。

これは、実際にそういうことがあったようです。例えば、十勝で発生したが開墾地が少なかったので被害が少なかったという話をしました。開墾地がないということは住んでいる人も少ないのです。そうすると、蝗害が広がってきても駆除する人員もいないことになります。農商務省の報告書を見ますと、被害があるのは十勝の内陸のほうですから、十勝で被害が広がって駆除しようとしても人夫がいない。もし人夫が必要で雇おうとすると、人を探すにはまず十勝川の河口の大津まで行かなければならない。そうでなかったら、札幌まで来て人夫を雇って十勝へ連れていかなければならない、だから人材が不足しているという十勝の担当者の報告なのです。

それと同様に恐らく長都は、人口が少なくて駆除する人員が少なかったので、月寒から人員を集めたということだと思います。それも恐らく、移住の戸主ではなく息子たちなど家族が主になって行ったのではないかと思います。「吉田善太郎」と書かれた脇を見ると「吉田シズ」か「シマ」と思われる女性の名前があります。吉田善太郎さんは、お父さんに率いられて月寒へ移ってきています。お父さんの名前はこの帳簿にはありません。その他にも「みわ」など女性の名前も結構あるので、恐らく移住者の家族が秋の日銭稼ぎのために動員されているのではないかと推察しています。

この史料は、実際にはごみだったのにそういうことが分かる史料になったものです。だから、ごみがとても貴重な史料になった典型例の一つです。

次の3-09も面白い絵です。これは、育種園と言って今の北大の敷地のところにあった試験園です。いろんな農作物が定着するかどうか確かめてみたり、品種改良していくような施設です。絵の中に大きく描かれている3人の内2人は、姿形から見てお雇い外国人です。描かれている人々を見ると、中央にいる人はひもで鳴子を鳴らしています。棒を持って口を大きく開けていますので、わーわーっと騒いでバツタを追いかけているのでしょう。だから、成虫を駆除するというよりは追い払う、畑に近づけないようにしているという様子が描かれています。ここで火をたいているのは臭い煙を上げているということです。そんな様子が描かれています。

また、全体が何となく汚くて、点々と墨が散っているのはイナゴが飛んでいる様子を示しています。墨をぱっと散らしたのだらうと思います。大きな粒が右上に飛んでいたりしていますね。

3-09 明治 15 年蝗虫駆除育種園 (『雑件綴込』道文 7785-57)



3-10には16年の山鼻の様子が描かれています。まだ成虫になる前の駆除の様子です。はびこってきたので、幼虫1升を20銭で買うというようなことを書いています。

ここで、虫へんに南という字が出てきています。これはイナゴの幼虫のことを指すそうです。

3-10 明治 16 年の山鼻村

札幌近傍山鼻村ハ発生多ク既ニ最初ニ発セシ分ハ勘敷羽化セシモノモ有之何レモ方向ヲ南ヨリ北江転シ目下綿羊場内へ頗ル浸入ニ付同所江人夫ヲ廻シ駆除中ニ候且最早羽化ニ際シ候ニ付猶予難相成候間札幌区長ニ相議シ同区役所ヨリ何人ニ関セス蝻壺升捕獲持参致候者江は金貳拾銭ツ、ニ而買上ル旨去ル十日近傍へ告示シ其買上方者総テ区役所ニ於テ取計同所構内へ堀埋メ候都合ニ取計申候右ニ而大ニ撈取候様相考候又山鼻人民ハ御承知之通ニ候処又々現今収穫高最前ニ比較減少ニ付当面人夫ニ致呉候様申出兎角等閑ニ流候ニ付県令ヨリ永山大佐ニ談ヲ乞ヒ厳達ヲ頼ミ候ニ付漸ク勉励従事ノ域ニ至リ申候 (要旨：札幌近傍山鼻村は発生多くすでに最初に発生した分は少し羽化したものもあり、何れも方向を南より北へ転じ目下綿羊場内へすこぶる浸入し同所へ人夫をまわして駆除中である。かつ最早羽化する

時期でもあり時間的猶予もなく、札幌区長に相談し同区役所から何人であっても幼虫1升を捕獲して持参した者へは金20銭ずつで買い上げる旨を去る7月10日に近傍へ告知し、その買い上げ方は総て区役所でとりはかり同所構内へ掘り埋めることにした。このようにして大いにはかどったと考えられる。また山鼻村の人民は御承知の通りのように再び収穫高は最前にくらべ減少したため人夫への申し出がとかくおざなりにながれていたため県令から永山大佐に相談し厳しく命令するように頼みこみようやく勉励従事するようになった（農林省『農務顛末』第五卷「北海道蝗虫駆除」330頁「出張員蝗虫駆除景況通報ノ件」中明治16年7月16日岡御用掛宛本間六等属文書）

…明治十六年の八月には屯田兵司令部の永山將軍（当時大佐）は、山鼻屯田のバッタを追払うために大砲を撃つたので、大砲の煙とバッタの飛立ったのが天を覆つて、実戦を思わせるような情態であつたという。（『琴似町史』592頁、札幌市昭和31年10月刊）

明治十六年八月其蝗群の大挙山鼻屯田耕作地を襲ふの時、屯田兵司令部長永山大佐、中隊の兵を率ゐる巨砲を連発し、呼噪して追ひ払ふに当りてや、砲煙飛蝗天を覆ひ、白日猶暗く飛翔の音驟雨に似て、宛然戦時に異ならず。（『札幌区史』848頁明治44年）

十六年…亦山鼻村に飛群せり、全村屯田兵士陣列を正し、空砲を連発し駆除す（『札幌沿革史』108頁明治30年）

山鼻村では、幼虫を駆除して1升幾らで買っているという話です。ところが、山鼻の人たち、屯田兵の人たちは、「現今収穫高最前ニ比較減少」したのでとあるように、13年から被害にあって意気消沈でもしているのか、または私の勝手な邪推では、この屯田兵たちは武士が多いので、何で俺たちがこんなことをしなければならぬのかと思ったのか、人夫になってもらうように募集したのに、全然人夫になってくれないと書いてあります。「申出兎角等閑」というのは、全然申し出てくれないということです。そこで、県令は永山武四郎という隊長に何とかしてほしいと厳達をお願いしたのだそうです。そうしたら、永山は命令してくれたようで、何とか勉励従事してくれた、というようなことが書いてあります。

それから、山鼻村の成虫の駆除の様子は、『札幌沿革史』、『札幌区史』、『琴似町史』に載っているので、それも皆さんの資料に載せてありますのでご覧ください。

3-11と3-12は、札幌村と篠路村の様子です。

3-12は、篠路村の被害の様子です。徳島県からの集団移住の興産社が明治14年に篠路に移住しました。その興産社が藍を造り始めたので、今の「あいの里」という地名はその藍から名付けたことになっています。その興産社が移住してきたばかりの被害の様子です。それに対して3-11の札幌村は、幕末から開拓しているところで、18年ぐらいたっている村です。そのどちらも変わらず被害があった。移ってきたところばかりのところも、長く開拓しているところも被害がひどかったということを知ってもらうために、札幌村と篠路村を二つ並べてあります。

3-11 明治 16 年札幌村の情況

昨廿三日午後三時頃突然石狩方面ヨリ数萬之蝗虫飛来郡内各村へ降落シ玉蜀黍及稻黍粟等ヲ喰害ス不勘依テ村民へ告知シ各戸鳴鉦或ハ捕殺為致目下駆除方尽力中ニ有之モ聊遠行之氣色ナク殊ニ本日之如キハ飛行セス作物ニ密着シ擅ニ貪食ス今ニシテ是ヲ捕殺スルカ追飛セシメスンハ后年之怯レ不勘郡内農民拳テ尽力スト雖トモ自然駆除スヘカラサル勢ニ立至ルモ難計何卒其筋ヨリ速ニ御出張現場御視察有之度此段急キ御報告仕候也（要旨：昨 8 月 23 日午後 3 時頃突然石狩方面より数万の蝗虫が飛来し郡内各村へ飛びおり玉蜀黍や稲黍粟等を喰害は少なからず、そのため村民へ告知して各戸で鉦を鳴らし捕殺させ目下駆除に尽力中であるが、いささかも遠くへ行く気配もなくことに本日は飛行せず作物に密着してすきなだけ貪食し今すぐにこれらを捕殺するか追い払うかしなければ後年の被害も少なからず、郡内農民を挙げて尽力したが駆除できない勢になるのははかりがたく、何卒その筋から速やかに出張して現場を視察してほしく、このことについて急ぎ報告します）（明治 16 年 8 月 24 日勸業課農務係宛札幌区札幌村外四ヶ村戸長役場『札幌県治類典』道文 8055）

3-12 明治 16 年篠路村の情況

本年八月廿日頃ヨリ我共開墾地蝗夥敷群集立毛喰害甚シ重々手ヲ尽シ駆除スト雖粟黍玉蜀黍之如キハ四歩五厘通害ヲ蒙リ最早本年は詮ナシ将本月二三日頃ヨリ地処壹円卵ヲ産寸地モ明処ナシ是ヲ此俟捨置時は明年ニ至リ大害ヲ生シ作物生育目的ナシ何卒実地景況御検査之上何分之駆除被成下度依テ此段上願候也（要旨：本年 8 月 20 日頃より私共の開墾地に蝗がおびただしく群集し作物の喰害が甚だしくかさねがさね手を尽くして駆除したが粟、黍、玉蜀黍は 4 歩 5 厘は食害をこうむり最早本年はどうしようもない。はたまた本月 2、3 日頃から土地一円ニ卵を産み寸地も空く処がない。これをこのままにしておくとも明年になって大害を生じ作物の生育は目途がつかない。なにとぞ実地の景況を検査の上なんらかの駆除されるように御願ひします。）（明治 16 年 9 月 5 日札幌県令調所広丈宛札幌県札幌区篠路村住平民滝本五郎『札幌県治類典』道文 8055）

3-13が山口村ですが、山口村も15年に移住してきたばかりで2年目ですが、ひどい様子が書かれています。ここのひどいのは、「甚シキハ種子失ヒセシ者十中ノ八九」とあることです。農家というのは種子用の畑を脇の方に特別に作ってありますが、そこまでやられてしまった、それも8割、9割の人が被害にあっているということです。

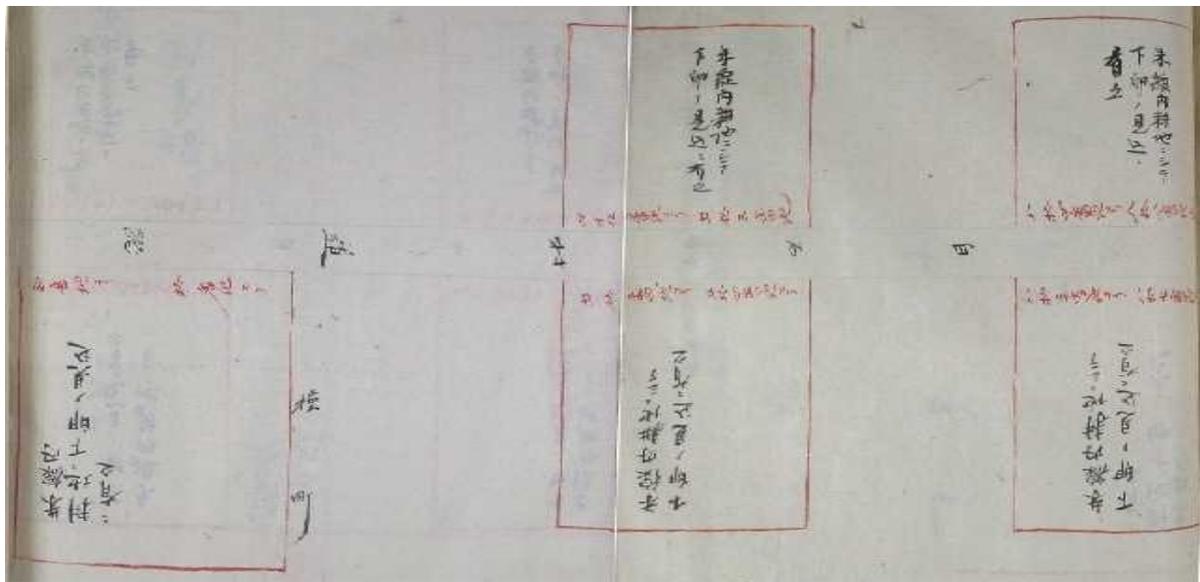
3-13 明治 16 年山口村の情況

山口村ハ昨十五年四月私費ヲ以テ渡航シ移着ノ上成規ノ救与金品ヲ請ケ小屋掛ヲ設ケ村中同心協力互ニ救済開墾ニ勉励セシヲ以テ墾成反別二十町余大小豆粟黍等ノ類播種セシ処収穫高都合百三十石ヲ得之ヲ食料トシ一層農業ヲ勉励スル内追々食料ニ欠乏ヲ告ケ加之本年早魃且非常ノ虫害を被リ収穫物ハ村中多穫ノモノ一名粟一石八九斗ヲ得其他五斗乃至六斗ヲ得甚シキハ種子失ヒセシ者十中ノ八九依テ各自生計ニ困難ヲ来シ無抛壯健者

ハ他方ニ出稼婦女子村内ニ於テ蝗卵ヲ掘り売上代金凡三百円余ヲ得之ヲ以テ冬間ノ生計ヲ凌ヘキ見込ナリ故ニ開墾事業追々退歩スルノ傾向アリ実ニ遺憾ニ堪サルナリ（要旨：山口村は昨15年4月に私費により渡航移住し成規給与の金品を請け小屋を設け村中同心協力して互いに救済開墾に励げみ墾成反別20町余、大小豆粟黍等を播種して都合130石を収穫した。それを食料として一層農業に励げむ内に追々食料が欠乏しはじめ、それにくわえ本年は早魃と非常の虫害をこうむり、収穫物は村中多く穫れた者で1名粟1石8、9斗であり、その他は5斗乃至6斗程度で甚しいのは種子をも失った者10中の8、9、そのため各自の生計に困難を生じてしかたなく壮健者は他方に出稼、婦女子は村内で蝗卵を掘り売上代金凡300円余を得て冬間の生計をしのがねばならぬ見込となった。そのため開墾事業は退歩することになり実に遺憾である。）（「復命書」『北海道史編纂資料』北大図）

3-14は、白石村の様子です。絵図中の囲まれたところは、16年に蝗虫が卵を産んで、17年春に駆除したいと住民たちが思っている場所です（札幌県治類典道文8762）。恐らくそれ以外のところは、16年中に駆除が終わったところ。白石村は開拓を始めてから10年ぐらいのところ。恐らく、白石の場合はうまく駆除したところ、駆除しきれなかったところがあったということでしょう。

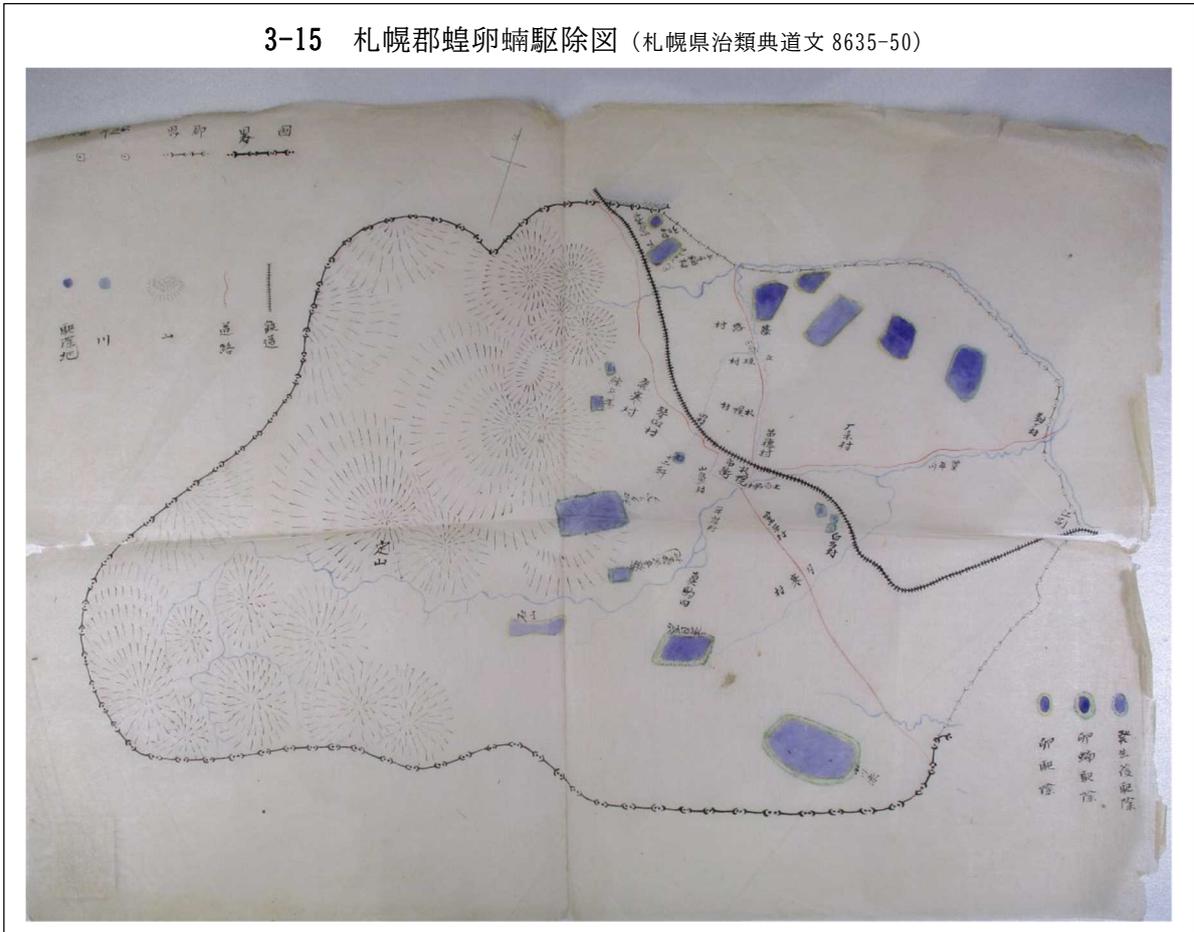
3-14 明治17年白石村の駆除予定地絵図



3-15は、札幌郡の駆除の様子が絵図面に描かれているものです。絵図面ですので、地図としては上手稲村が全くでたらめな場所に描き込まれていて、駆除地等もどれだけ信用していいかわからない地図です。しかし、札幌郡の中でこれだけ駆除したところがあるという様子はわかります。右下には凡例があって、「卵駆除」「卵蝻駆除」「発生後駆除」に

色分けしてあります。よくこの図を分析すると、被害の状況がもう少し詳しく出来ると思います。

3-15 札幌郡蝗卵蛹駆除図 (札幌県治類典道文 8635-50)



蝗害は17年の秋で概ね終了しますが、18年1月になって三条太政大臣に対して農商務大臣西郷従道が蝗害終了を報告しました。3-16がそれです。西郷は蝗害が終わった理由について、一つは駆除がうまくいったことを挙げ、もう一つには、17年春の幼虫が発生する頃に長雨だったために成虫になっても寄生虫が発生して多くが産卵できなかったことを挙げています。

3-16 蝗害終息の上申 (明治18年1月14日太政大臣三条実美宛農商務卿西郷従道の北海道飛蝗之景況上申)

去ル十四年以来北海道蝗害ニ付テ八年々数万円之支出ヲ仰キ駆除中既二十五年ニ於テハ頗ル其功ヲ奏シ大ニ減滅ニ及候処一昨十六年夏季暑気酷烈加ルニ数旬間降雨無之為メニ其発生前年ニ倍蓰シ殊ニ飛翔ノ迅速ナル僅八日間ニテ十勝国中原ヨリ発シ迂回凡百五拾里ノ遠距ヲ経テ函館県下ニ達シ勢ヒ猖獗実ニ名状スヘカラサルニ至ル此ニ於テ乎一層励精同年降雪前ヨリ翌年融雪後ニ涉リ駆除方百方尽力為致候処頗ル減少加之蛹発生之時節前年ニ反シ降雨連旬為メニ虫勢ヲ衰弱セシメ且該虫ノ体軀ニ一種ノ寄生虫ヲ生シ産卵ヲ

全フセスシテ斃レ或ハ腐敗ニ属スル等大ニ天助ヲ得駆除ノ功ヲ奏セリ是ニ由テ後日ヲ計ルニ最早前年ノ如キ大患ハ有之間敷候得共死灰再燃ノ虞モ有之候故今春融雪ニ際シ精々勤絶ノ手配為致候積ニ候依テ右記事并ニ現虫相添此旨上申候也（要旨：去る 14 年以來北海道蝗害二年々数万円の支出をし駆除しすでに 15 年にはすこぶる効果があがり大いに滅滅におよぼしたが、一昨 16 年夏季の暑気酷烈に加え数旬間降雨なきためその発生前年に増し、ことに飛翔が迅速でわずかに 8 日間で十勝国中原を発し迂回しておよそ 150 里の遠距離をへて函館県下に達する勢いは被害はなはだしく実に名状することもできない。このときに一層頑張つて同年降雪前から翌年融雪後にわたり駆除方に百方尽力させたところすこぶる減少しさらに幼虫孵化の時期に前年に反し降雨が連旬したために虫勢を衰弱させ、かつこの虫の体軀に一種の寄生虫を生じ産卵をできずに斃れたり腐敗する等大いに天の助けをえて駆除の成果を上げた。これによって後日を推察するに最早前年のような大被害はないと思われるが、死灰が再燃するおそれもあるので今春の融雪に際して精々絶滅の手配をさせるつもりである。そこでこの文章と現虫を添えて申し上げます）（国立公文書館『公文録』公 03987100-024、明治 18 年 1 月 14 日太政大臣三条実美宛農商務卿西郷従道の北海道飛蝗之景況上申）

残念ながら残り時間が少なくなって史料について少し話ただけでした。一応、以上が札幌の蝗害の様子でした。十勝で発生した 13 年ぐらいから札幌にも害を及ぼし、それを何とか駆除しようとしたのですが、被害は 17 年まで続いてきたということです。

4. 山口バツタ塚の形成

先ほど、16 年の史料に山口村が出てきましたが、山口村は 17 年にもバツタの駆除をしています。その史料が 4-01 です。

4-01 明治 17 年山口村の情況

樽川山口南部ハ駆除略々結了但山口村ノ内海岸ニ近ク小々残り候ヶ所有之趣ニ付明日頃出張実視之上着手ノ積ニ候同村ハ十九日樽川村ハ廿一日頃ヨリ羽化セシモノコレアル趣ニ候（要旨：樽川山口南部は駆除ほぼ終了した。ただし山口村の内海岸の近くに少々残っている所があり、明日頃出張し実視の上駆除着手のつもりである。同村は 19 日樽川村は 21 日頃より羽化せしものあり）（明治 17 年 7 月 25 日札幌県勸業課宛八等属原直五郎御雇伊東劣夫公文書『札幌県治類典』道文 8635-17）

7 月中に駆除を終了したが、19 日から羽化している情況が報告されています。そして 17 年には、山口や下手稲辺りで蝗虫の駆除を願い出る資料が出てきます。そのひとりが 4-02 にあるように下手稲村に住んでいる吉田久之助です。具体的に駆除をした場所は明確ではないのですが、この人の願書には 4-03 の絵地図が付いていて駆除を願う場所が 5 か所図示されています。絵図には鉄道線、ガル川、星置川、海（石狩湾）、銭函方面がどちらかが

わかるように描かれています。

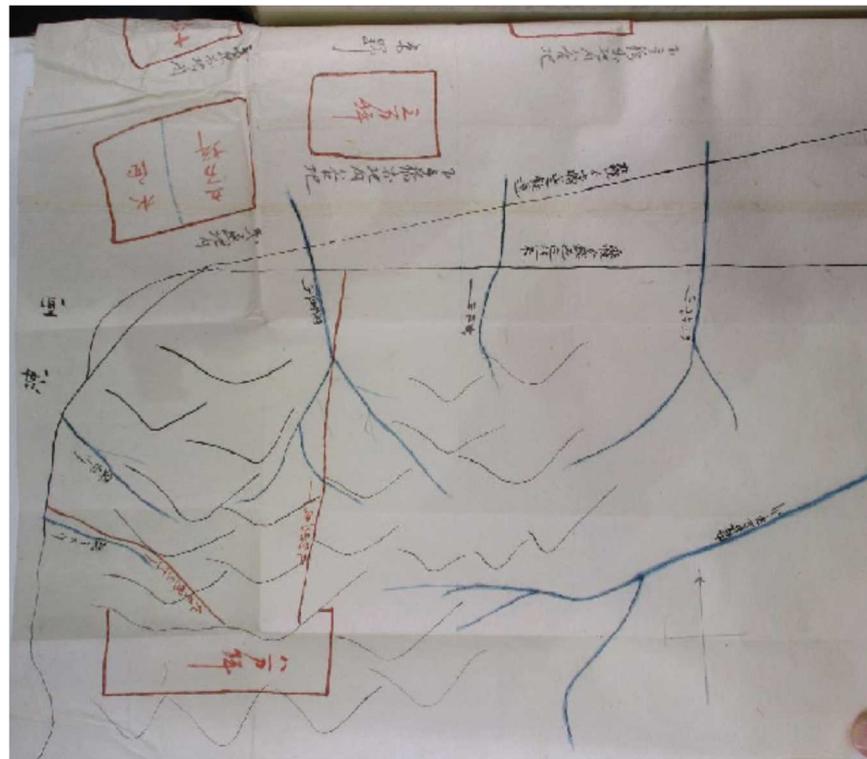
4-02 明治17年4月18日札幌郡下手稲村七十壺番地願人吉田久之助の蝗虫駆除之儀ニ付奉願

御県ニ於テ本年モ蝗虫駆除御着手ニ相成候趣承知仕候処私義昨秋中蝗虫産卵所別希図面朱書之分確と見留致候間尚御検査ノ上相当ノ賃金ヲ以テ右卵種駆除方請負被仰付候様被成下度別希図面相添此段奉願候也(要旨:御県では本年も蝗虫駆除に着手すること承知しておりますが、私は昨秋中に蝗虫の産卵場所を別希図面朱書のように確と確認したので、検査し相当の賃金によりこの蝗卵の駆除方を請負指令されたく別希図面を添えて御願います)(『札幌県治類典』道文 8635)

恐らく星置川下流の5万坪や3万坪とあるところか、図の上辺に半分見えている辺りが山口村ではないかと思えます。とにかく山口村を含むと思われる地域を駆除しようという願書を出して許可されます。

そして、下手稲村の駆除を申し受けたこの吉田さんが4-04のような請書を提出します。この請書は山口のバツタ塚の形

4-03 吉田久之助願書付属図



が分かる史料になっています。それにどんなことが書いてあるか見てみようと思えます。吉田さんの請書を読んでもいいのですが、吉田さんは写し間違っていて、実は1行抜け落ちています。それで、駆除の仕方についてはひな形があって、願書を受理され駆除を許可された人たちはそれを書きとって請書を出しています。それにはどういう作業をするかということが書いてあります。ですので、そのひな形を見てみましょう。

4-04 明治 17 年 5 月 20 日下手稲村七拾壺番地請負人吉田久之助の請書

平面六尺ノ地へ左右ヨリ各三尺ツヽノ土ヲ深サ五寸ニ堀り取り其土ヲ六尺ノ所へ積上ケ其上ニ積重ネ好ク踐ミ堅メ堀りタル地底ヨリ重土ノ上マテ高サ二尺ノ定メトス右ノ方法ヲ以テ堀り起シタル場所ヲ壺坪金壺錢五厘ト定ム尤出来上り実地検分シ不充分ト認メ所アルトキハ幾度ニテモ手直シヲ命スルヲアルヘシ(要旨:平面6尺の地へ左右より各3尺ずつの土を深さ5寸を堀り取りその土を6尺の所へ積み上げその上に積み重ね好く踏みかため堀った地底から重ねた土の上まで高さ2尺の定めとする。右の方法により堀り起した場所を1坪金1錢5厘と定め、尤出来上りを実地検分して不充分と認められるときは幾度でも手直しを命じて下さい。)

右ノ手續ヲ以札幌区上手稲村字三太郎別大谷地蝗虫以産卵地駆除被仰付着目ノ日より当月十二日初メ十五日之間出来可致御請申上候也(要旨:右の手續により札幌区上手稲村字三太郎別大谷地蝗虫の産卵地駆除を指令され当月12日にはじめ15日間で出来るよう御請申し上げます)(『札幌県治類典』道文8635)

坪起駆除手續(請書の雛形 本文だけ)

一平面六尺ノ地へ左右ヨリ各三尺ツヽノ土ヲ深サ五寸ニ堀り取り其土ヲ六尺ノ所へ積上ケ其上へ尚左右三尺ノ場所ヨリ深サ五寸ノ土ヲ堀リテ其上ニ積重子能ク踐ミ堅メ堀りタル地底ヨリ重土ノ上マテ高サ二尺ノ定メトス(要旨:平面6尺の地へ左右より各3尺ずつの土を深さ5寸に堀り取り其土を6尺の所へ積み上げその上へ尚左右3尺の場所より深さ5寸の土を堀りてその上に積み重ねよく踏み堅め堀りたる地底より重ね土の上まで高さ2尺の定めとする)

一此方法ヲ以堀起シタル場所壺坪ニ付金ト定ム尤出来上リノ上実地検分シ不充分ト認ムルヶ所アルトキハ幾度ニテモ手直ヲ命スルヲアルヘシ(要旨:この方法により堀り起こした場所壺坪に付金と定め、尤出来上りを実地検分し不充分と認められる場所あるときは幾度でも手直しを指令して下さい)

右ノ手續ヲ以テ何郡何村字何々蝗虫駆除場堀起請負被仰渡奉畏候然ル上ハ御指揮堅ク相守聊不都合ナク着手ノ日ヨリ日数凡ソ十日間皆出来御点検相受可申依テ保証人連印御受申上候也(要旨:右の手續により何郡何村字何々の蝗虫駆除場を堀り起こしの請負を指令され思います。その上は御指揮を堅く守りすこしも不都合なく着手の日より日数およそ10日間で終了し点検をお受けいたします。このことについて保証人の連印を受けて申し上げます)(『札幌県治類典』道文8635)

まず「平面六尺ノ地へ左右ヨリ三尺ツヽノ土ヲ深サ五寸ニ堀り取り其土ヲ六尺ノ所へ積上ケ」とあります。つまり幅6尺ある部分に、その横3尺の幅から土を掘ってのせて、また逆側からものせて、さらにもう一度、左右3尺の場所より深さ5寸の土を掘ってまたその上にのせます。5寸の土を上にも2回をのせて、両側は5寸ずつ2度掘っていくというようにする。そうすると元の高さから1尺深く掘ることになるし、元の深さから1尺分高く積み上げるといふ形になります。そこで掘った底からの高さが2尺の高さになります。そう

しながら、後ろへ進んでいくのか、前へ進んでいくのか分かりませんが、どちらかへ進んで行くと、現在残っているようなバッタ塚の畝状の形ができるということになります。どうも山口のバッタ駆除はそういうようにしたようです。

山口村辺りの蝗害関係の絵図には、他に2種類あるのでここで紹介します。まず4-05の絵地図は、年代は不詳ですが、明治16年のバッタ駆除をまとめてある簿冊に綴られている袋に他の絵図と一緒に入っているのので、恐らく16年の秋に産卵地調査をしたときの報告図と思われます。絵図の描き方から札幌県勸業課が調査したと推察されます。

4-05 勸業課が調査した駆除予定地か？（『札幌県治類典』道文 8635）



絵地図の上部は石狩湾で、そこへ流れ込む小樽内川（図には「ヲタナイ川」と記載）とその支流のキヨ川（図には「字キヨ川」と記載）が描かれています。その間に5万坪余、小樽内川東側に4万坪余、キヨ川西側に小さく2か所産卵地と思われる場所が図示されています。小樽内川は現在の新川の河口部にあった川です。「キヨ川」は最近の地図では「清川（すみかわ）」と描かれています。山口バッタ塚のある場所は小樽内川とキヨ川に挟まれた5万坪余に含まれるようです。

次いで4-06は、付属図として先の白石村の駆除を希望する図も綴られている文書です。

4-06 明治17年4月22日勸業課宛札幌郡役所報告

蝗虫駆除ヲ要スヘキ場所取調之義勸第千三百三十一号御照会之趣領承各村戸長へ相達し為取調候処下手稲村及ヒ白石村方面ニ右個所別紙略図之通りニ有之候旨両戸長より申出其他之村々ニテハ客年農商務省出張官吏ニ於テ取調済之外ニハ無之趣申出候間右ニ御了知相成度此談及御回答候也(要旨：蝗虫駆除を必要とする場所を取り調べる事について勸第千三百三十一号御照会の趣について了承し、各村戸長へ指令し取り調らばせたところ下手稲村と白石村方面に別紙略図の個所にあると両戸長から申し出てきたが、その他の村々では客年農商務省出張官吏の取り調べた他はないという旨申し出てきました。そのことについて知っていただきたくこのはしを回答致します)(『札幌県治類典』道文8762)

4-06は、明治17(1884)年春に札幌県勸業課が札幌郡役所に対して、春に蝗卵駆除をすべき場所を各村に問い合わせるよう指示した文書への札幌郡役所からの回答です。下手稲村と白石村から駆除が必要な場所を絵地図で示したことを報告しています。白石村については先の3-14で見えています。下手稲村については4-07で見ましょう。

4-07 下手稲村図(『札幌県治類典』道文8762)



小樽郡と札幌郡の境に星置川が描かれています。これは先の図ではキヨ川のことです。その川と無記名ですが先の図でヲタナイ川と描かれていた川の合流部に200間（約360㌥）と500間（約900㌥）が朱線で区切られ、さらに北側から「谷地二万坪」「草原五万坪」「耕地三万坪」に区切られています。谷地2万坪の一部が現在のバツタ塚の可能性があります。かなり広い地域が駆除地だったことがわかります。この絵地図には、朱線で囲まれた場所は他にもあり、また「ガル川ステン所」という当時の停車場名の標記の仕方も見え非常に興味深い絵図です。

北海道史研究協議会『会報』113号の拙稿には、山口のバツタ塚について次の4-08のようにまとめてあります。

4-08 バツタ塚の昔と今

昭和34年の新聞によると井黒氏の発見時には、東西600㌥南北50㌥と報じられている（昭和34年8月28日付北海道新聞）。絵図と比べると若干狭まったようであるが、まだ広い範囲が残されていたことがわかる。『札幌市西区手稲山口のバツタ塚に関する調査報告書』（島倉亨次郎著、昭和54年）に掲載の1967年撮影のバツタ塚の写真を見てもかなりの広さを想像させ、そのため砂堤と畝状のバツタ塚の区別もよく分かる。これらから見ると史跡となっている現状の山口バツタ塚はあまりにも惨めである。（拙稿「手稲山口バツタ塚関係絵図史料」北海道史研究協議会『会報』113号所収、2023年12月刊）

ここにある「1967年撮影のバツタ塚の写真」が、4-09と4-10です。（島倉亨次郎『札幌西区手稲山口のバツタ塚に関する調査報告書』札幌市教育委員会1979年3月）

4-09 1967年9月のバツタ塚（概ね南北方向）



2 札幌市西区手稲山口のバツタ塚

1967年9月20日撮影

4-09では、左右に連なる海岸線と並行にある砂堤（浜堤）に手前から奥に向かって畝がいく筋も長く続いているのが分かります。それを横から見たのが4-10で、奥へ向かっている盛り上がっている砂堤の上に、左から右へいく筋も盛り上がりが見えます。

4-10 1967年9月のバツタ塚（概ね東西方向）



3 札幌市西区手稲山口のバツタ塚

1967年9月20日撮影

これらの砂堤に直行する長く続いている畝が4-04にあったように、6尺の幅に両側の土を積み上げてバツタを駆除した畝跡でバツタ塚です。

昭和34（1959）年に発見した頃は、それが東西600㍍で南北50㍍ぐらいの広さがあったというように新聞記事に書いています（昭和34年8月28日付北海道新聞）。この記事で発見者となっている井黒さんは中学校の先生だと思えますが、歴史の研究者で『黒田清隆』（吉川弘文館）という本など北海道の歴史に関する本や論文を書いている人です。

バツタの駆除が終わった後に、山口村の人たちが開墾を進めて畑や水田に造り替えて、狭くなってきて昭和34年には東西600㍍で南北50㍍ぐらいの広さしか残っていなかったということです。

ところが、4-11の現在の写真を見ると、これが今残っている横幅

4-11 最近の山口バツタ塚（2022年4月のバツタ塚）



で、20畝か30畝ぐらいです。奥に向かって少し盛り上がっているのは砂堤のほうで、その途中でいくつか盛り上がっている部分がバツタ塚です。

4-12は手前側に道路があって、道路から奥行きを見ている写真です。4-11は、4-12の右端に見える白い板の脇に立って、中央に見えるちょっと盛り上がったところを写した写真です。道路から見ると、左右に続く盛り上がりは砂堤で、その砂堤にでこぼこがありますが、それがバツタ塚です。奥行で50畝ぐらいでしょうか。ですから、600畝と50畝ぐらい残っていたのが、今は50畝と30畝ぐらいしか残っていないということになります。

なおかつ、この手前辺りはササで塚があるかどうか全く分かりません。今もバツタ塚は破壊されつつあって、多分、あと10年もたったらみんなササに覆わ

れて柵しか分からないという残念な史跡になると思います。

蝗害の歴史とバツタ塚のでき方でしたが、今のところ、可能性としては吉田さんが造った可能性が大きいと思っていますが、なかなか断定はできません。

ということで今日のお話といたします。

○司会（木村） 榎本先生、ありがとうございました。

本日は、お時間の都合上、この会の中での質疑応答は設けておりませんので、この会が終わった後に個別にご質問いただければと思います。

それでは、本日は、ご参加いただき、ありがとうございました。

以 上

4-12 最近の山口バツタ塚（2022年5月のバツタ塚）

